

『子育て短期支援事業における入所希望児童支援等の在り方についての 調査研究』

事業者向けアンケート調査結果

2026年3月
株式会社日本総合研究所

エグゼクティブサマリー（事業者向け調査）

リサーチクエスチョン	調査結果及び、示唆
<p>1 子どもからの利用相談の状況（量・傾向）はどうか</p>	<p>事業者の2割強が子どもからの利用相談を受けた経験がある状況だが、頻度は多くない。子どもが相談を行う理由としては、「保護者等と不和」が9割弱と突出しており、保護者への説明や同意取得が要点となることがうかがえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用相談を受けた経験は2割強であった（「子どもから入所希望の相談を受けたことはない」が8割弱）。施設別では児童家庭支援センターにおいて相談を受けた経験が高い傾向。 相談を受けていても、頻度は「1年に数回以下」が突出しており、多くはない。 子どもが相談を行う理由としては、「保護者等と不和」が9割弱と突出している。「落ち着いた環境で過ごしたい」「心理的虐待の恐れ」「食事や生活環境等が整っていない」が4割前後で続く。
<p>2 子どもからの利用相談への対応方針はどうか</p>	<p>「子どもからの利用相談」について、対応方針が定められている」との事業者は2割強と多くないが、児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟）では5割弱と高い傾向。対応内容としては児童相談所との連携が主に挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「対応方針が定められている」は2割強であった。施設別では児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟）の5割弱、児童家庭支援センター3割強の順に高い。 対応方針として定めている内容については、子育て短期支援事業を利用している子どもは、「緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する」が最も高く6割強。利用していない子どもについては、「緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する」が4割強、「児童相談所へ通報・相談する」が3割強。利用していない子どもの「児童相談所へ通報・相談する」は、児童養護施設（主に本体施設）で多い傾向がみられる。 繋げた支援先としては、子育て短期支援事業を利用している子どもも、利用していない子どもにおいても、「児童相談所」が最も高く4割を超える。
<p>3 入所希望児童支援の認知、実施状況はどうか</p>	<p>入所希望児童支援自体、加算制度ともに認知は低く、課題の一つと捉えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「入所希望児童支援を知らなかった」が5割強、「入所希望児童支援を知っているものの、市区町村において実施されていない」が3割強、「市区町村において、入所希望児童支援が実施されている」が2割弱であった。認知が低い施設は、乳児院の他では、児童養護施設（主に本体施設）やその他施設。また、加算制度を「知っている」との回答が全体の1割強。 入所希望児童支援を子どもが利用しやすくするための工夫としては、「子どもと信頼関係のある職員が保護者のいない場でプライバシーを確保して相談に応じる」が最も高く5割弱であった。「特になし」との回答も4割弱。 一般的な子育て短期支援事業の利用の際と受け入れにあたって異なる点については、特になし、との回答が6割弱と最も多かった。
<p>4 入所希望児童支援の実施について、課題は何か</p>	<p>実施に際して「子どもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」のほか、多くの課題を抱えている。その中でも児童家庭支援センターは予算、人員不足の課題を挙げる割合が高く、施策検討が必要であると想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「子どもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」が最も高く6割弱。次いで、4～5割の回答比率となった項目が複数あり、課題は多い。特に、児童家庭支援センターは「予算の都合から対応する人員を増やすことが出来ない」が7割強、「新たな人員の雇用がスキルのある人材の不足から難しい」が6割を超えるなど課題が多い傾向がうかがえる。

1.1 事業者 調査設計

調査目的	入所希望児童支援について、こどもからの利用相談の実態や、本制度の運用実態（認知、活用状況、制度活用の課題、こどもの利用動機等）、事業者目線での課題点を明らかにする。
調査地域	全国
調査対象者	子育て短期支援事業を受託している全事業者
回答者数	511件
設問数	17問
調査手法	都道府県担当部局・市区町村担当部局経由での依頼、Webアンケート画面を作成の上展開
調査項目	次ページ以降参照
調査時期	2025/11/5～2025/11/28（※調査時期後の2026/1/6受領分まで集計対象として含む）

出所：株式会社日本総合研究所作成

1.2 事業者 調査項目

▼ | 回答対象者条件

基礎情報

2

- ▼全員
- Q1. 施設所在地（都道府県）
- Q1. 施設所在地（市町村）
- Q2. 施設名
- Q3. 担当者の連絡先
- Q4. 施設分類

需要の把握、事業の活用状況

3-5

子どもからの利用相談の状況 (需要の把握)

- Q5. 利用相談を受けた経験
 - ▼Q5で「子育て短期支援事業を利用している子どもから利用相談を受けたことがある」
 - Q6. 利用相談を受けた頻度
 - ▼Q5で「子育て短期支援事業を利用していない子どもから利用相談を受けたことがある」
 - Q7. 利用相談を受けた頻度
 - ▼Q5で「子育て短期支援事業を利用している子どもから利用相談を受けたことがある」「子育て短期支援事業を利用していない子どもから利用相談を受けたことがある」
 - Q8. 子どもが利用相談を行う理由

子どもからの利用相談への 対応方針、対応状況

- Q9. 対応方針
 - ▼Q8で「対応方針が定められている」
 - Q10. 定めている内容
 - ▼Q5で「子育て短期支援事業を利用している子どもから利用相談を受けたことがある」「子育て短期支援事業を利用していない子どもから利用相談を受けたことがある」
 - Q11. 繋げた別支援先

入所希望児童支援に関する 認知、状況、課題

- Q12. 入所希望児童支援の認知・実施
 - ▼Q12で「市区町村において、入所希望児童支援が実施されている」
- Q13. 入所希望児童支援の加算制度の認知
- Q14. 実施における工夫
- Q15. 一般的な利用と異なる点
- Q16. 実施にあたっての課題

その他

6

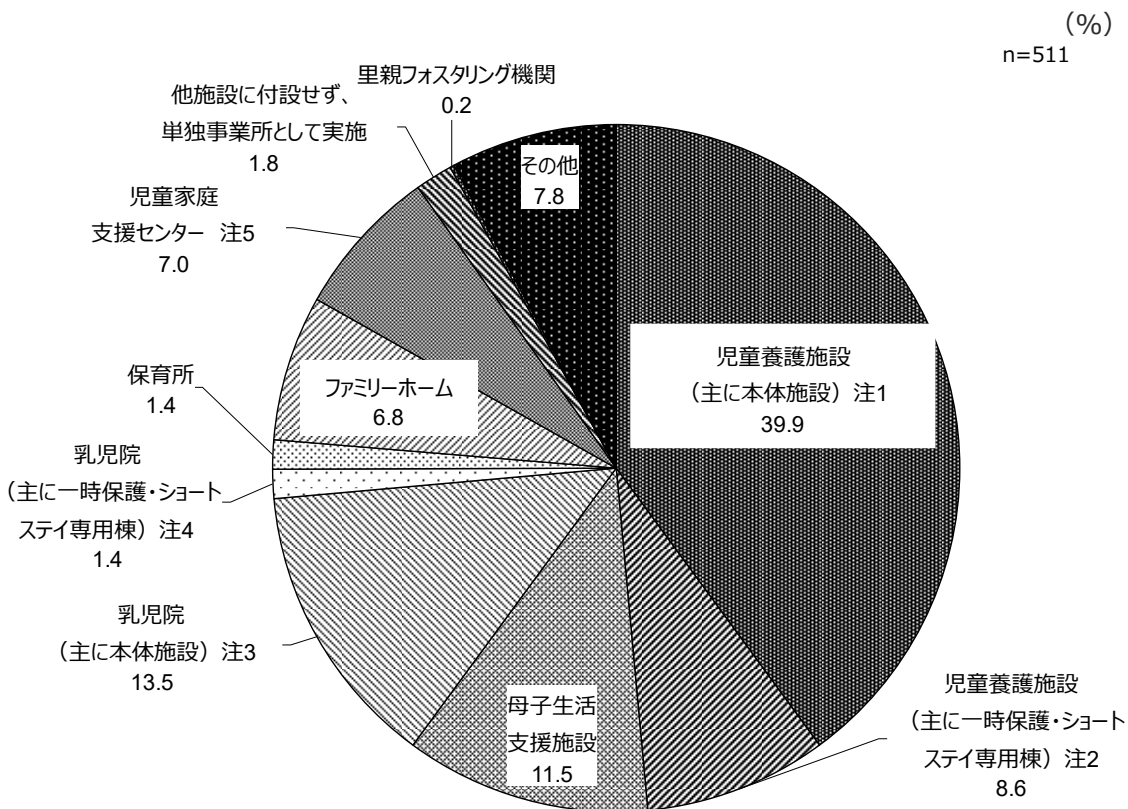
- Q17. 自由意見

2. 基礎情報

2.1 事業者 施設分類

- 「児童養護施設（主に本体施設にて子育て短期支援事業を実施）」が約4割、「児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて子育て短期支援事業を実施）」、「母子生活支援施設」、「乳児院（主に本体施設にて子育て短期支援事業を実施）」などが1割前後の内訳となった。

Q4.貴施設の主な分類を教えてください。【単一回答】



その他の主な内容

- ・ 子ども家庭センター (2)
- ・ トワイライトステイ事業
- ・ 一時預かり保育施設
- ・ 自立援助ホーム (6)
- ・ 助産院 (所) (4)
- ・ 支援の必要な子どもの居場所
- ・ 児童養護施設 (2)
- ・ 児童育成支援拠点事業
- ・ 児童心理療育施設
- ・ 児童発達支援センター
- ・ 認可外託児所・認可外保育施設 (2)
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 幼保連携型認定こども園 (2)
- ・ 里親支援センター (2)
- ・ 里親・ファミリーホーム
- ・ 事業所内保育所
- ・ 障害者施設 (支援事業所・通所施設・入所施設) (5)
- ・ 介護施設
- ・ 高齢者施設 (グループホーム・小規模多機能型居宅介護・住宅型有料老人ホーム・小規模多機能型居宅介護) (4)
- ・ 市役所・市の委託事業 (2)

注1:児童養護施設（主に本体施設にて子育て短期支援事業を実施）、注2:児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて子育て短期支援事業を実施）、注3:乳児院（主に本体施設にて子育て短期支援事業を実施）、注4:乳児院（主に一時保護・ショートステイ専用棟にて子育て短期支援事業を実施）、注5:児童家庭支援センター（児童養護施設に附設、等）

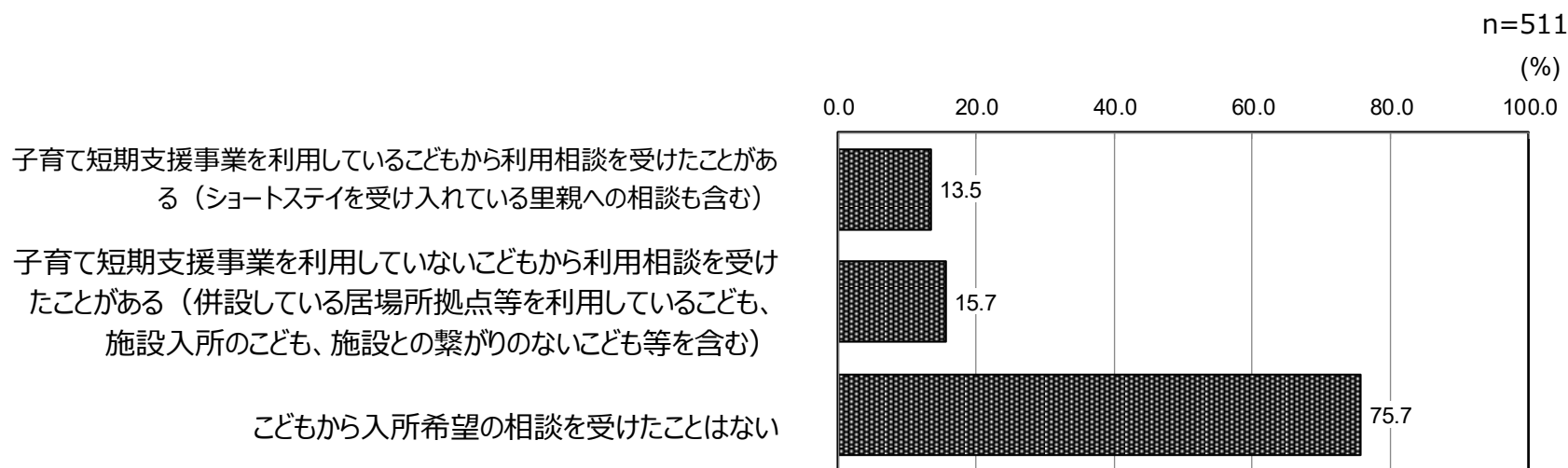
出所：株式会社日本総合研究所作成

3. こどもからの利用相談の状況（需要の把握）

3.1 事業者 利用相談を受けた経験（全体）

- 「子どもから入所希望の相談を受けたことはない」が8割弱となった。「子育て短期支援事業を利用している子どもから利用相談を受けたことがある」「子育て短期支援事業を利用していない子どもから利用相談を受けたことがある」は1割を超える。

Q5. 貴施設において、子ども自らが一時的に家庭から離れたいと希望する利用相談（以下、「利用相談」という。）を受けたことがあるか、お答えください。（いくつでも）
※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったかについてお答えください。
※回答時点までのおおよその累積でお答えください。【複数回答】

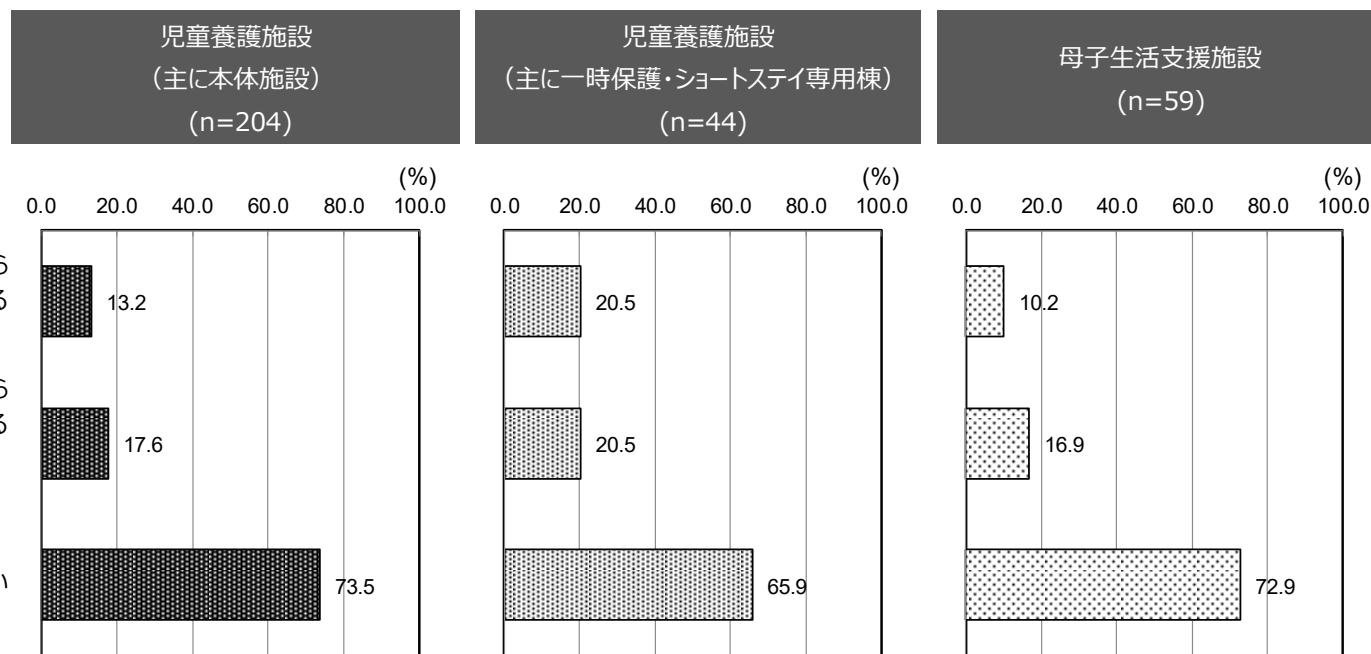


出所：株式会社日本総合研究所作成

3.1 事業者 利用相談を受けた経験（施設分類別）

- 児童家庭支援センターの「子育て短期支援事業を利用している子どもから利用相談を受けたことがある」「子育て短期支援事業を利用していない子どもから利用相談を受けたことがある」との回答は3割を超える。

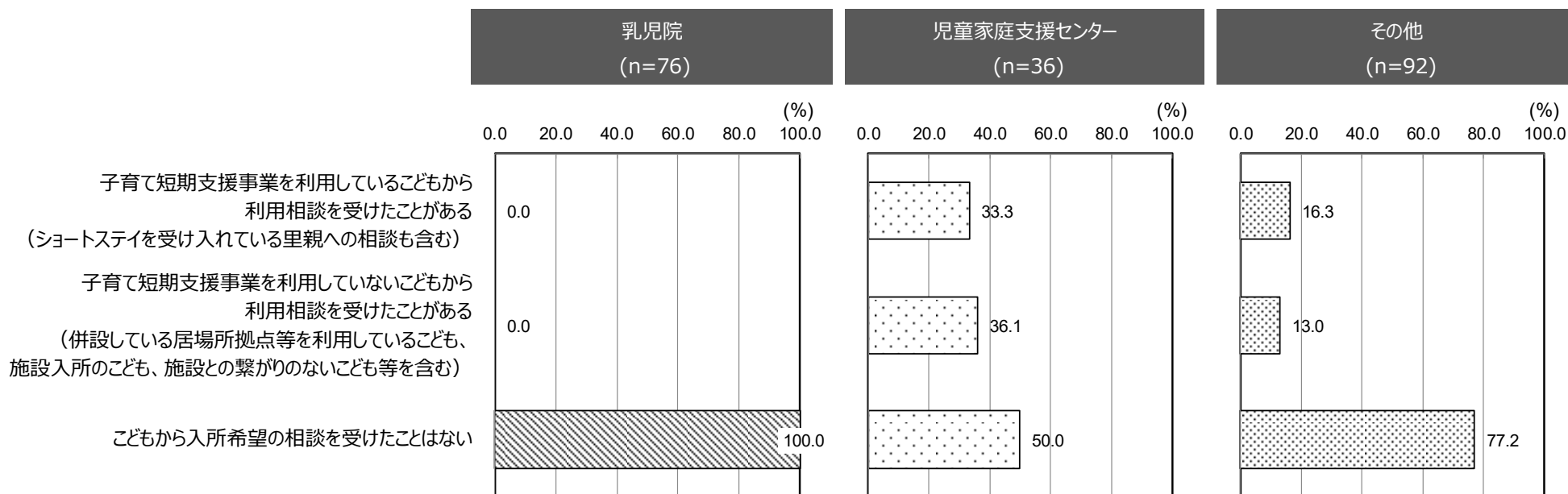
Q5. 貴施設において、子ども自らが一時的に家庭から離れたいと希望する利用相談（以下、「利用相談」という。）を受けたことがあるか、お答えください。（いくつでも）
 ※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったかについてお答えください。
 ※回答時点までのおおよその累積でお答えください。【複数回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

3.1 事業者 利用相談を受けた経験（施設分類別）

Q5.貴施設において、子ども自らが一時的に家庭から離れたいと希望する利用相談（以下、「利用相談」という。）を受けたことがあるか、お答えください。（いくつでも）
 ※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったかについてお答えください。
 ※回答時点までのおおよその累積でお答えください。【複数回答】



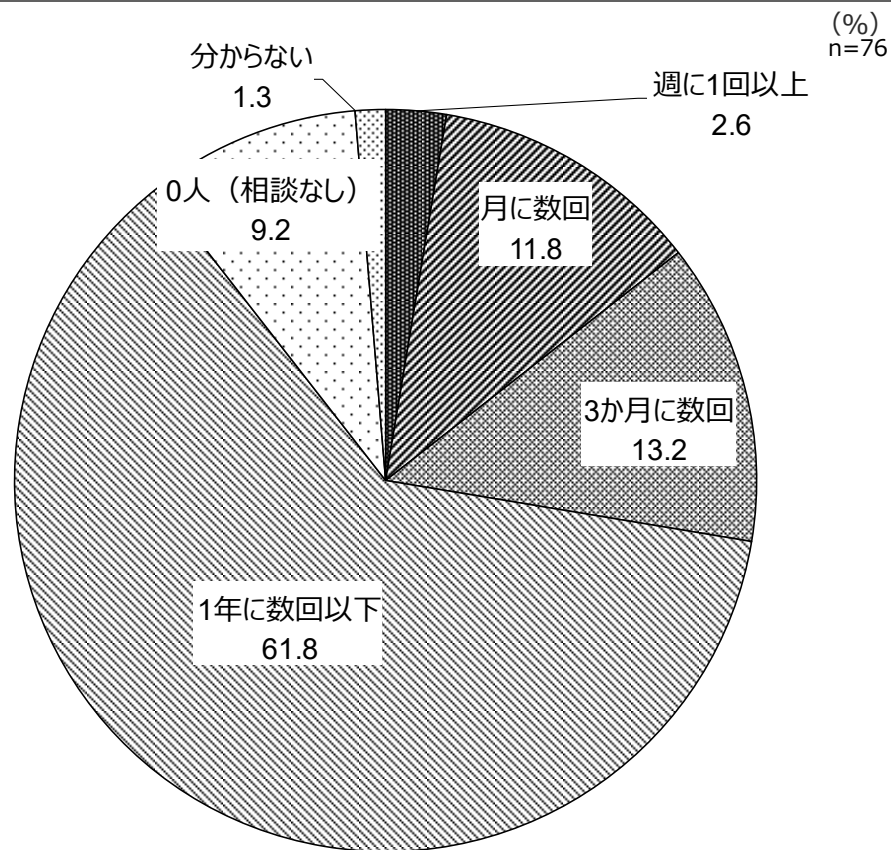
出所：株式会社日本総合研究所作成

3.2 事業者 利用相談を受けた頻度（全体）

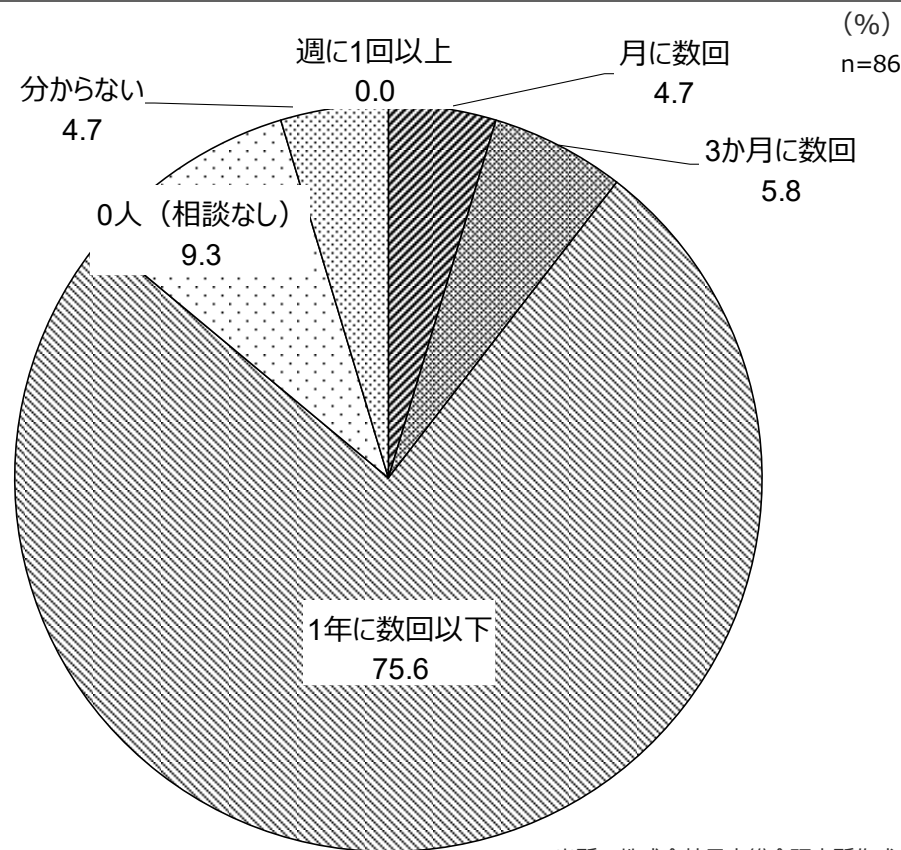
- 子育て短期支援事業を利用している子どもにおいて、「週に1回以上」「月に数回」「3ヶ月に数回」の合計で3割弱となる。利用していない子どもでは約1割。

Q6.【子育て短期支援事業を利用している子ども】／Q7.【子育て短期支援事業を利用していない子ども】から、利用相談を受けた頻度について、お答えください。
 ※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったかについてお答えください。
 ※回答時点までのおおよその累積でお答えください。【単一回答】

子育て短期支援事業を利用している子ども



子育て短期支援事業を利用していない子ども



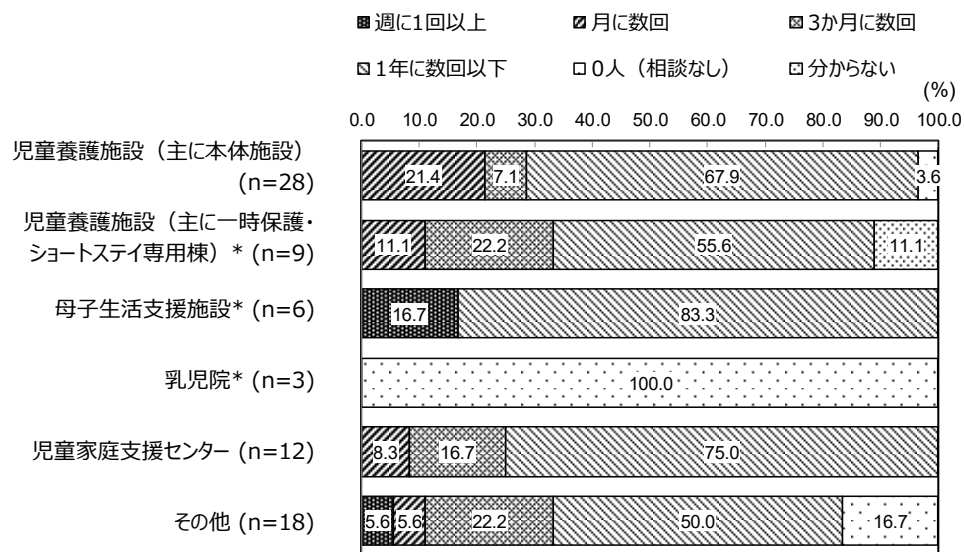
出所：株式会社日本総合研究所作成

3.2 事業者 利用相談を受けた頻度（施設分類別）

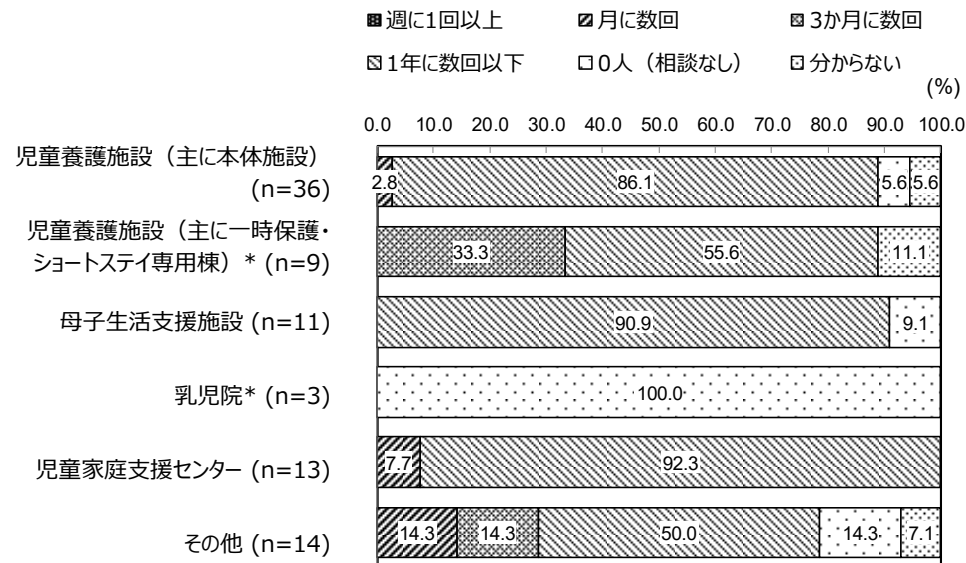
- 子育て短期支援事業を利用している子どもにおいては、児童養護施設（主に本体施設）の「月に数回」の割合が児童家庭支援センターに比べて高く、利用していない子どもにおいては、逆の傾向がうかがえる。

Q6.【子育て短期支援事業を利用している子ども】／Q7.【子育て短期支援事業を利用していない子ども】から、利用相談を受けた頻度について、お答えください。
 ※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったかについてお答えください。
 ※回答時点までのおおよその累積でお答えください。【単一回答】

子育て短期支援事業を利用している子ども



子育て短期支援事業を利用していない子ども



※n≤10の回答は参考数値（*で記載）
 ※2.0%未満は値表示なし
 出所：株式会社日本総合研究所作成

3.3 事業者 こどもが利用相談を行う理由（全体）

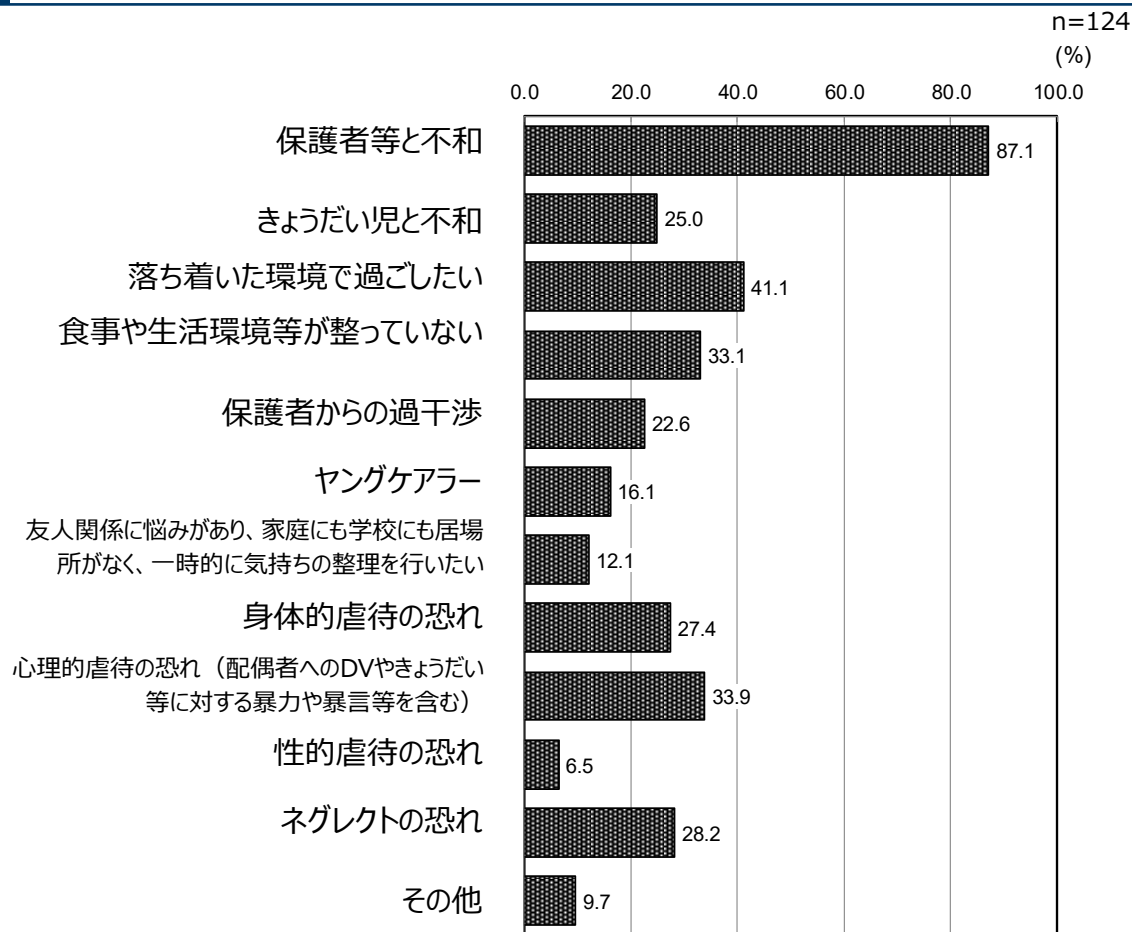
- 「保護者等と不和」が9割弱と突出している。「落ち着いた環境で過ごしたい」「心理的虐待の恐れ」「食事や生活環境等が整っていない」が3-4割で続く。

Q8.こどもが利用相談を行う理由として、こどもから相談を受けた時点で当てはまるものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったものについてお答えください

※こどもが言っていないものの、貴施設にて推測した理由も含めご回答ください

※支援後のアセスメント等を通して把握した理由ではなく、相談の受けた時点で認識した理由をお答えください



その他の主な内容

【本人の希望】

- 施設の方が楽しいなど家より環境が良いと感じた場合
- 来所相談に来て、楽しそうなので利用してみたいとの要望。
- 自分自身のこと、家族や身の回りについて話したい。聴いてもらいたい。誰かと遊びたい。
- 自分自身のこと、家族や身の回りについて話したい。聴いてもらいたい。自分の将来について相談したい。
- 母子家庭で高校生を育てていく家庭。看護師として夜勤もする大変な母の姿を見て、本児自ら入所希望。
- レスパイト

【養育者の病気・死去】

- 親の急な入院で看護者が不在となったため
- 母の病気
- 母の入院の為、児相の一時保護所には行きたくない。学校には通いたいという理由。

【主たる養育者の死去】

【虐待など保護が必要と判断】

- 虐待を受けている児童の友人からの相談
- 実母からの金銭搾取

【その他】

- 夜間の突然の電話であり、理由までは語らず

出所：株式会社日本総合研究所作成

3.3 事業者

こどもが利用相談を行う理由（施設分類別）

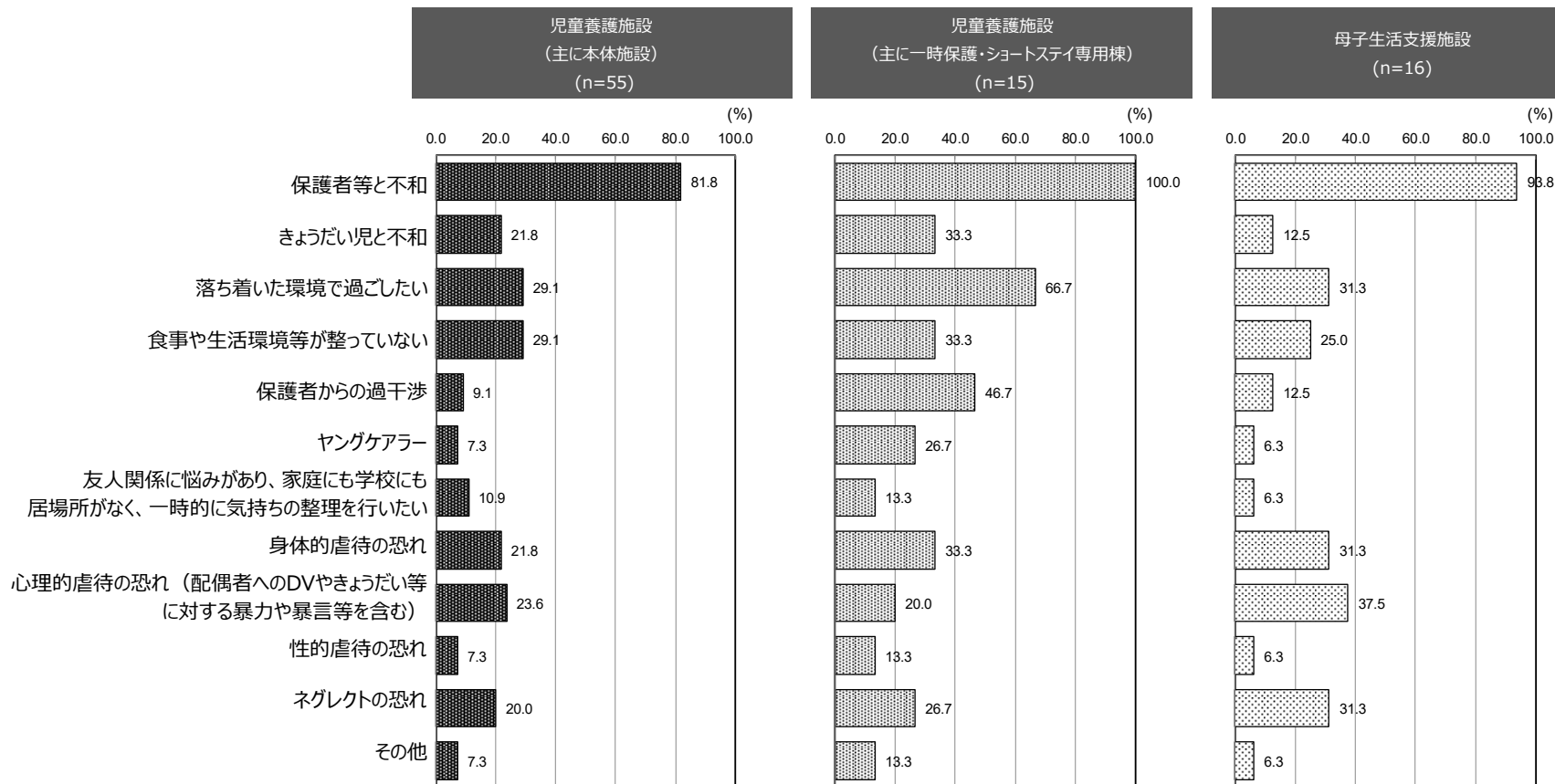
- ・ 乳児院を除く、どの施設でも「保護者等と不和」は7割を超える。

Q8.こどもが利用相談を行う理由として、こどもから相談を受けた時点で当てはまるものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったものについてお答えください

※こどもが言っていないものの、貴施設にて推測した理由も含めご回答ください

※支援後のアセスメント等を通して把握した理由ではなく、相談の受けた時点で認識した理由をお答えください



出所：株式会社日本総合研究所作成

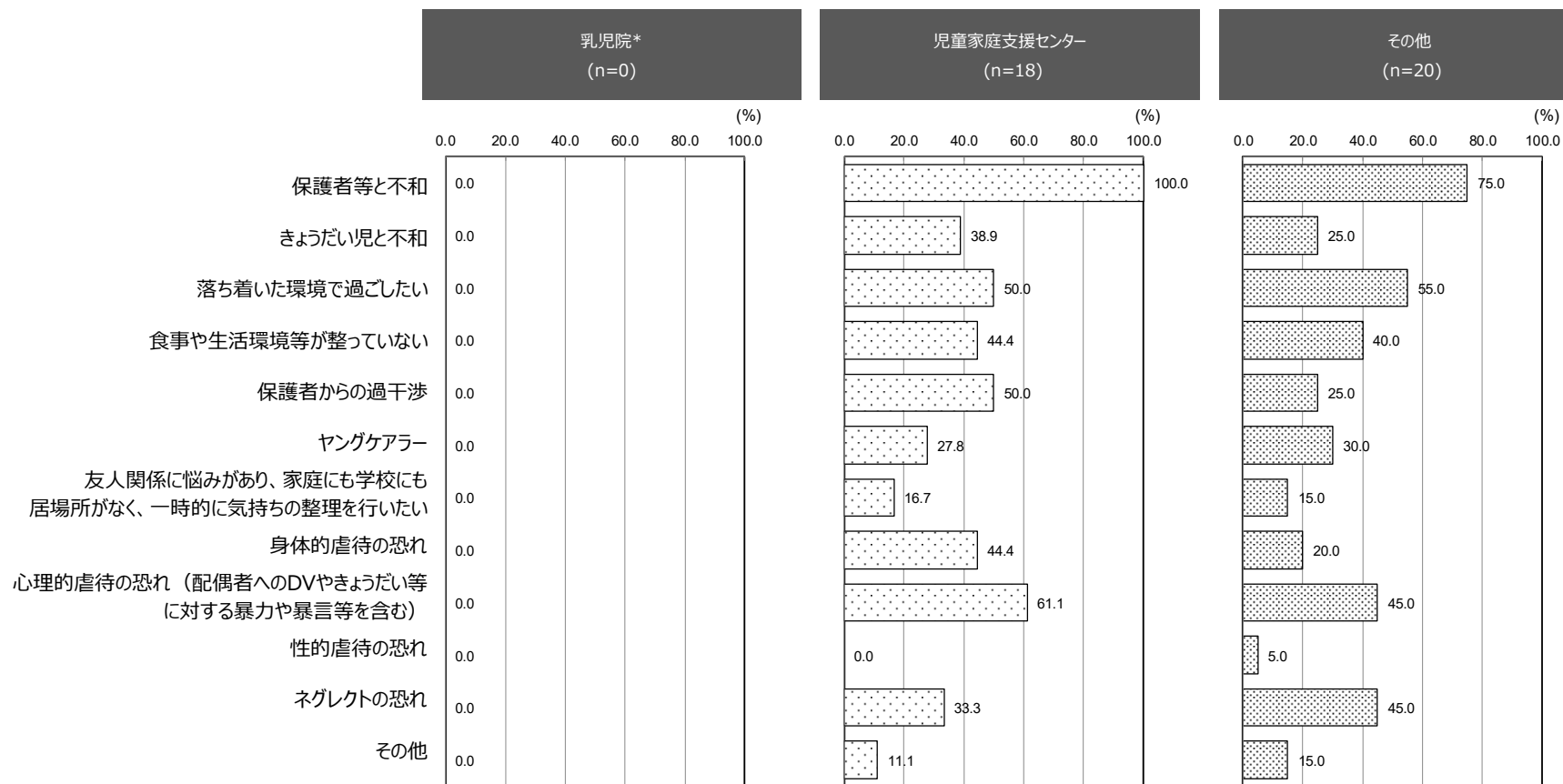
3.3 事業者 こどもが利用相談を行う理由（施設分類別）

Q8.こどもが利用相談を行う理由として、こどもから相談を受けた時点で当てはまるものをお答えください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施有無に関わらず、相談があったものについてお答えください

※こどもが言っていないものの、貴施設にて推測した理由も含めご回答ください

※支援後のアセスメント等を通して把握した理由ではなく、相談の受けた時点で認識した理由をお答えください



※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

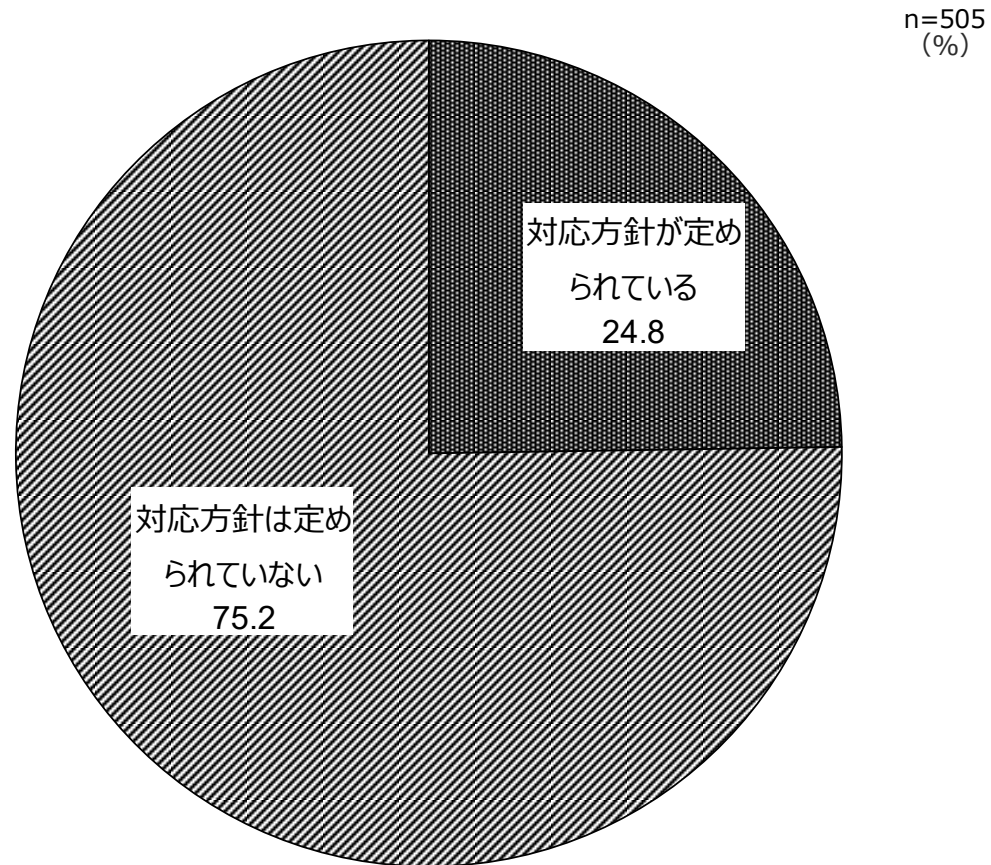
出所：株式会社日本総合研究所作成

4. こどもからの利用相談への対応方針、対応状況

4.1 事業者 対応方針（全体）

- 「対応方針が定められている」は2割強であった。

Q9.子どもから利用相談があった際の対応方針について、貴施設にて定めているかお答えください。【単一回答】

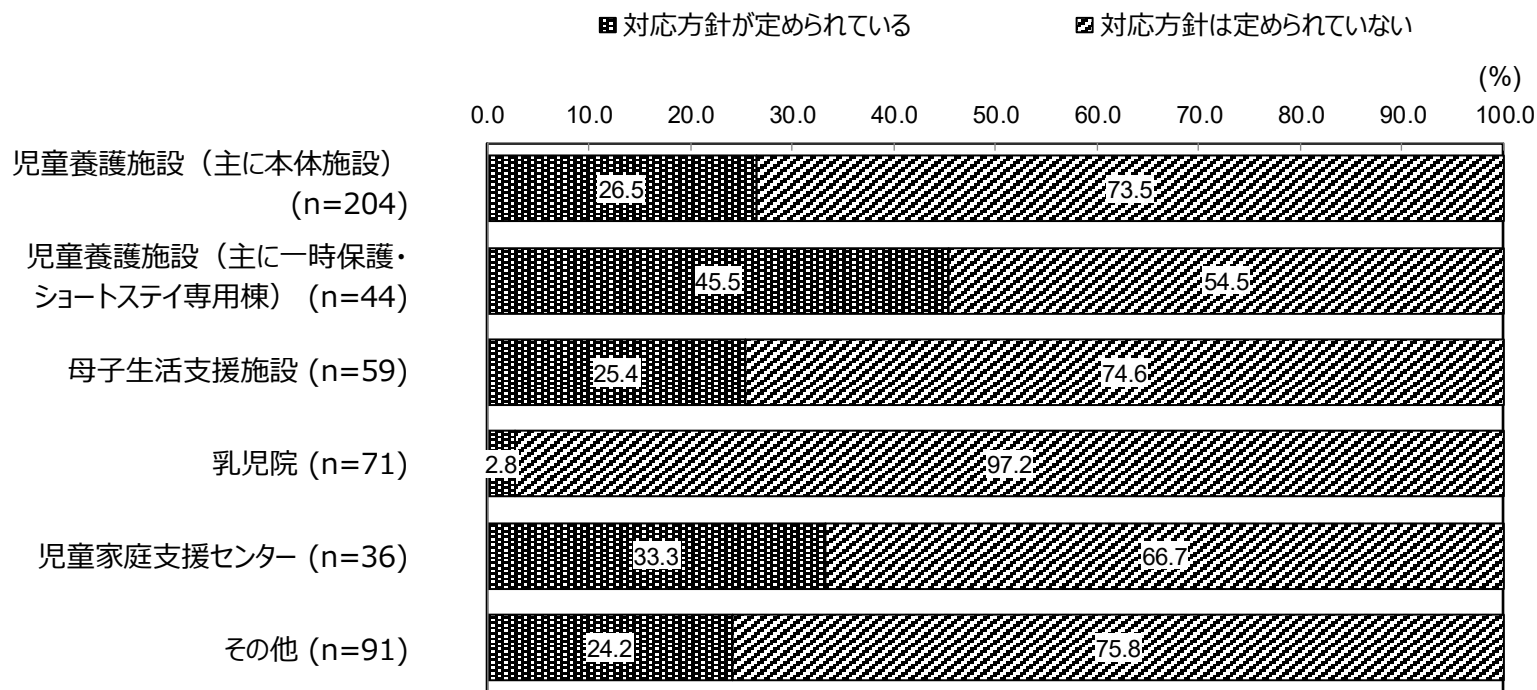


出所：株式会社日本総合研究所作成

4.1 事業者 対応方針（施設分類別）

- 「対応方針が定められている」の比率が高い施設は、児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟）の5割弱、児童家庭支援センター3割強の順。

Q9.子どもから利用相談があった際の対応方針について、貴施設にて定めているかお答えください。【単一回答】



出所：株式会社日本総合研究所作成

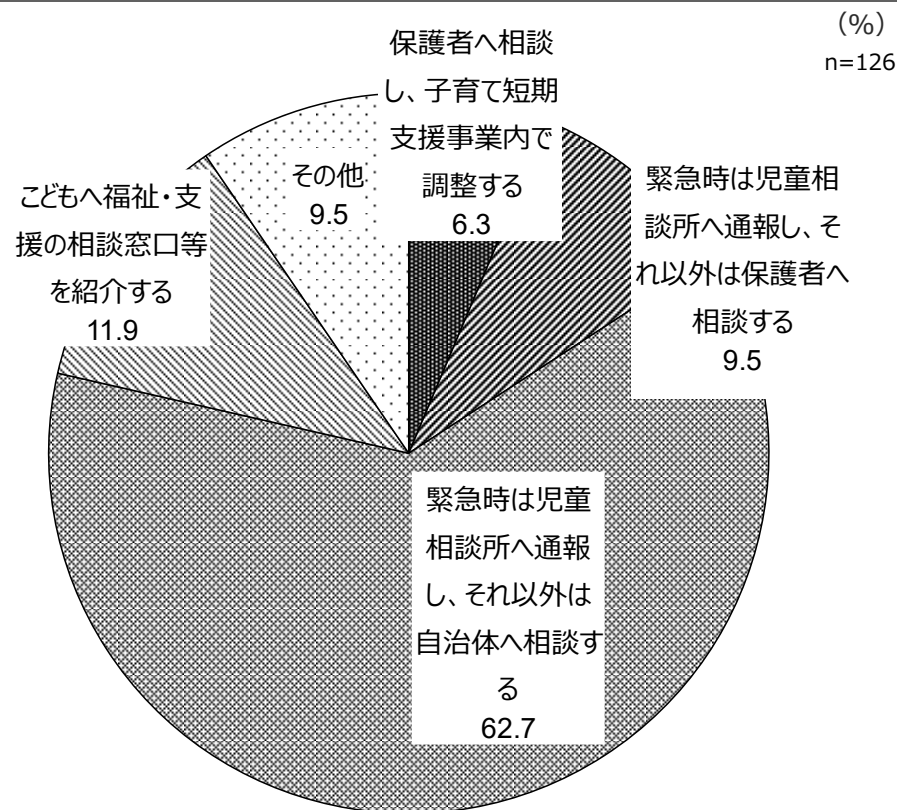
4.2 事業者 定めている内容（全体）

- 子育て短期支援事業を利用している子どもについての対応方針としては、「緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する」が最も高く6割強。利用していない子どもについては、「緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する」が4割強、「児童相談所へ通報・相談する」が3割強と、利用している子どもと比較して児童相談所に相談する事業者が多い傾向にある。

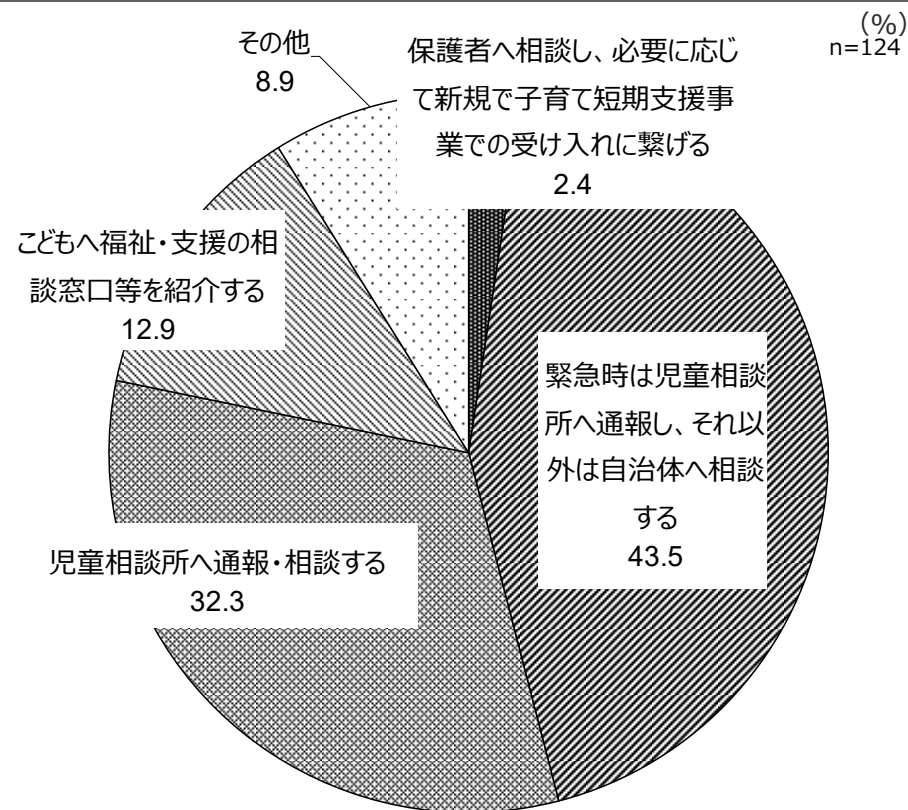
Q10. 子どもから利用相談があった際の対応方針として定めている内容について、主に該当するものをお答えください。【単一回答】

※①、②それぞれで該当するものを1つ選択ください。

① 子育て短期支援事業を利用している子ども



② 子育て短期支援事業を利用していない子ども



出所：株式会社日本総合研究所作成

4.2 事業者 定めている内容（全体）

- その他は、自治体・児童相談所・その他機関に相談するという内容が多い傾向。

Q10.こどもから利用相談があった際の対応方針として定めている内容について、主に該当するものをお答えください。【単一回答】

※①、②それぞれで該当するものを1つ選択ください。

①子育て短期支援事業を利用しているこども

その他の主な内容

【自治体・児童相談所・その他機関に相談】

- 自治体（窓口・こどもセンター）に相談（3）
- ショートの場合は自治体に相談
- 自治体と保護者に相談（2）
- 自治体と児童相談所
- 市の主担当機関（区または児童相談所）と児童家庭支援センター間で子育て短期支援事業の必要性や利用可否について協議を行う。
- こどもから相談があった時点で自治体に相談。緊急性が高いと判断した場合は児童相談所と自治体に通告。保護者に伝えるかは自治体と決める。
- 虐待等の児童相談所の介入が必要と判断する場合は児童相談所に連絡をする。それ以外の場合は施設には入れないことを伝える。

【ケースによって判断】

- ほぼ2ですが、その時のケースによります。

【利用していない・想定していない】

- 子施設内の児童は子育て短期支援事業を利用していない
- 想定していない

②子育て短期支援事業を利用していないこども

その他の主な内容

【自治体・児童相談所・その他機関に相談】

- 自治体に相談する
- 福祉課からの情報が多い
- こどもから相談があった時点で自治体に相談。緊急性が高いと判断した場合は児童相談所と自治体に通告。保護者に伝えるかは自治体と決める。
- こどもへ福祉・支援の相談窓口等紹介した上で児相へ連絡し状況報告を行う。
- 市こどもセンターへ相談する

【複数の機関に相談】

- 保護者、児童相談所、自治体のすべてに共有し対応を検討する
- 利用相談について一度自治体を通し、保護者へも相談して、必要に応じて子育て短期支援事業での受け入れに繋げる。（2）

【状況によって相談先を判断】

- 緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外はこどもへ福祉・支援の相談窓口等を紹介する
- その時の子どもの様子で判断します。今回電話で相談があったため、児童相談所の電話番号を伝えました。
- 3か4ですが、ケースによります。

【他の機関が判断】

- 子育て短期支援事業の利用については市の主担当機関（区または児童相談所）が利用登録に関する事務を決定している。
- 【利用していない・想定していない】
- これまで子どもからの直接的相談がなく、想定していない。

出所：株式会社日本総合研究所作成

4.2 事業者 定めている内容（施設分類別）

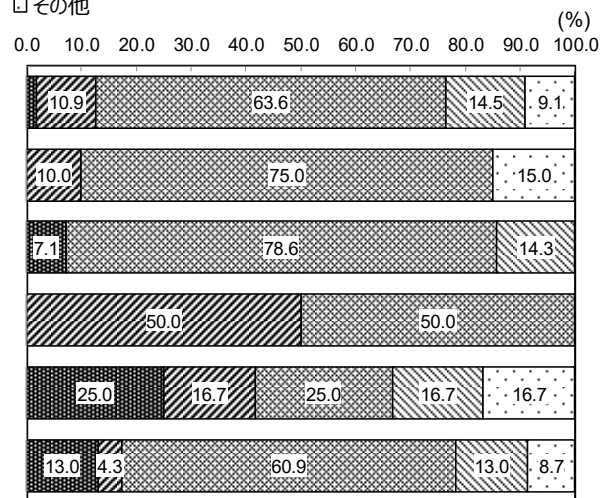
- 子育て短期支援事業を利用して利用していることについての対応方針としては、児童養護施設（主に本体施設）は、「緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する」が最も高く6割強。子育て短期支援事業を利用していないことについての対応方針としては、児童養護施設（主に本体施設）は、「児童相談所へ通報・相談する」が4割強と高い傾向がうかがえる。

Q10.子どもから利用相談があった際の対応方針として定めている内容について、主に該当するものをお答えください。【単一回答】

※①、②それぞれで該当するものを1つ選択ください。

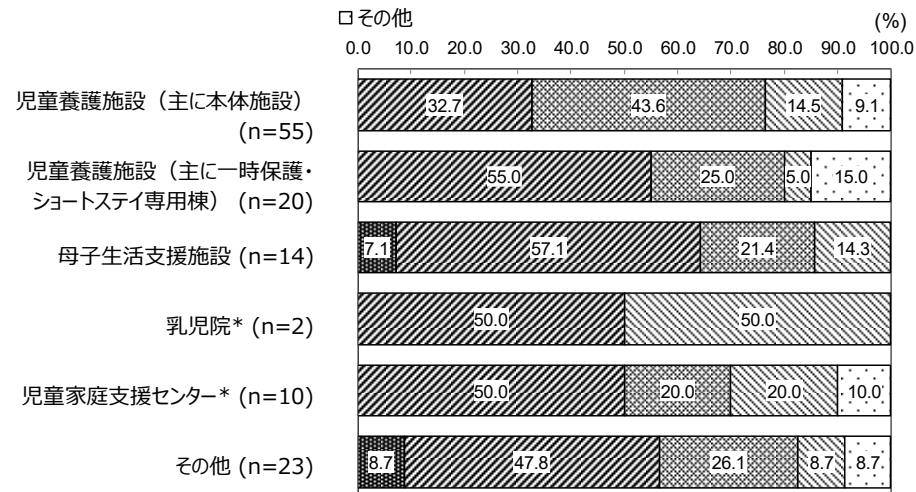
① 子育て短期支援事業を利用している子ども

- 保護者へ相談し、子育て短期支援事業内で調整する
- 緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は保護者へ相談する
- 緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する
- 子どもへ福祉・支援の相談窓口等を紹介する
- その他



② 子育て短期支援事業を利用していない子ども

- 保護者へ相談し、必要に応じて新規で子育て短期支援事業での受け入れに繋げる
- 緊急時は児童相談所へ通報し、それ以外は自治体へ相談する
- 児童相談所へ通報・相談する
- 子どもへ福祉・支援の相談窓口等を紹介する
- その他



※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

※2.0%未満は値表示なし

出所：株式会社日本総合研究所作成

4.3 事業者 繋げた別支援先（全体）

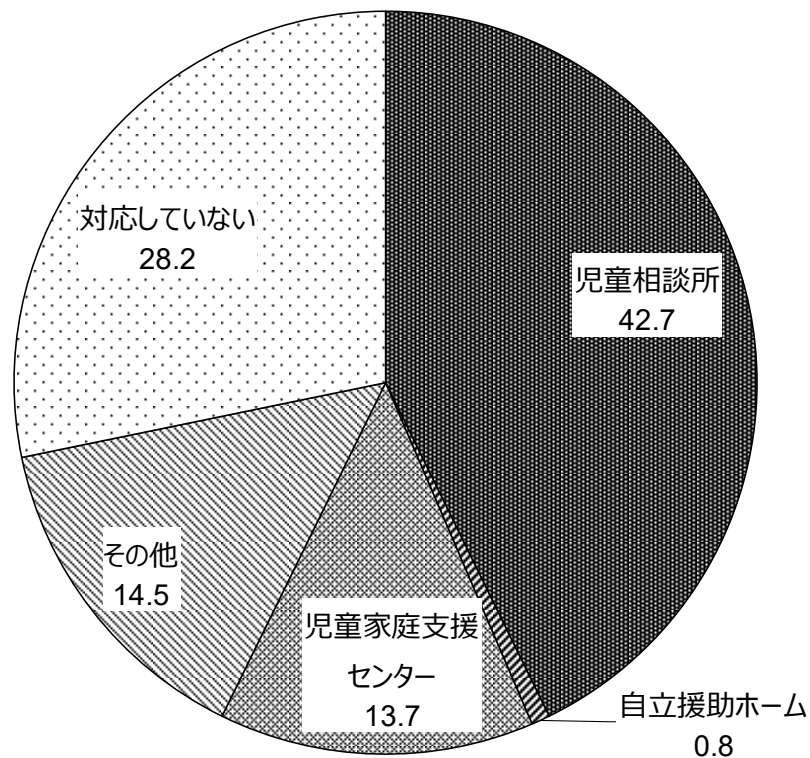
- 子育て短期支援事業を利用していることも、利用していないこともにおいて、「児童相談所」が最も高く4割を超える。

Q11.子どもからの利用相談を受け、子育て短期支援事業で受け入れた後に、別支援に繋げたことがある場合、繋げた支援（施設）について該当するもののうち最も多いものをお答えください。【単一回答】

※①、②それぞれで該当するものを1つ選択ください。

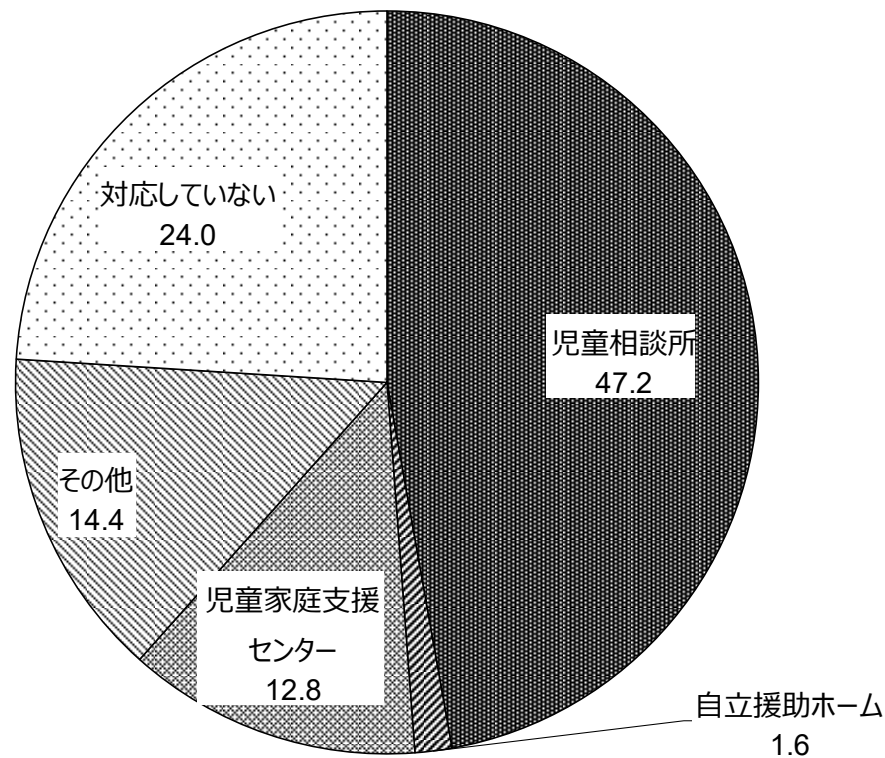
① 子育て短期支援事業を利用している子ども

(%)
n=124



② 子育て短期支援事業を利用していない子ども

(%)
n=125



出所：株式会社日本総合研究所作成

4.3 事業者 繋げた別支援先（全体）

- その他は、自治体・児童相談所・その他機関に相談するという内容が多い傾向。

Q11.こどもからの利用相談を受け、子育て短期支援事業で受け入れた後に、別支援に繋げたことがある場合、繋げた支援（施設）について該当するもののうち最も多いものをお答えください。【単一回答】

※①、②それぞれで該当するものを1つ選択ください。

① 子育て短期支援事業を利用しているこども

「その他」の主な内容

【自治体・児童相談所・その他機関に相談】

- 自治体（窓口・こどもセンター）に相談（3）
- ショートの場合は自治体に相談
- 自治体と保護者に相談（2）
- 自治体と児童相談所
- 市の主担当機関（区または児童相談所）と児童家庭支援センター間で子育て短期支援事業の必要性や利用可否について協議を行う。
- こどもから相談があった時点で自治体に相談。緊急性が高いと判断した場合は児童相談所と自治体に通告。保護者に伝えるかは自治体と決める。
- 虐待等の児童相談所の介入が必要と判断する場合は児童相談所に連絡をする。それ以外の場合は施設には入れないことを伝える。

【ケースによって判断】

- ほぼ2ですが、その時のケースによります。

【利用していない・想定していない】

- 子施設内の児童は子育て短期支援事業を利用していない
- 想定していない

② 子育て短期支援事業を利用していないこども

「その他」の主な内容

【自治体・児童相談所・その他機関】

- 自治体（9）
- 市町こども家庭センター
- 児童が通っている学校
- すでに見相に繋がっていた

【他の機関を案内】

- 児童相談所の案内を行った

【帰宅】

- この時は居場所事業を利用していた子どもで、ショートステイ2日目に家に帰りたいと訴え、当日保護者が迎えに来ている。

【相談を受けていない・利用がない】

- 相談は受けたが、利用はまだない
- 必要な支援につなげたいが、その子どもに合った社会資源がない
- 実績なし・該当なし（2）

出所：株式会社日本総合研究所作成

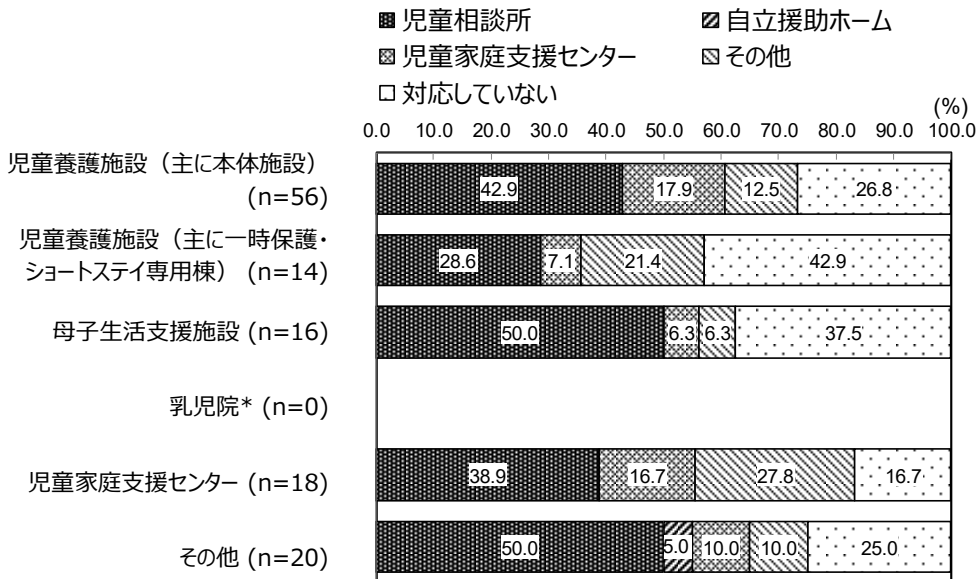
4.3 事業者 繋げた別支援先（施設分類別）

- 子育て短期支援事業を利用していることも、利用していない子どもにおいても、児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟）では、「対応していない」が「児童相談所」を上回る傾向がうかがえる。

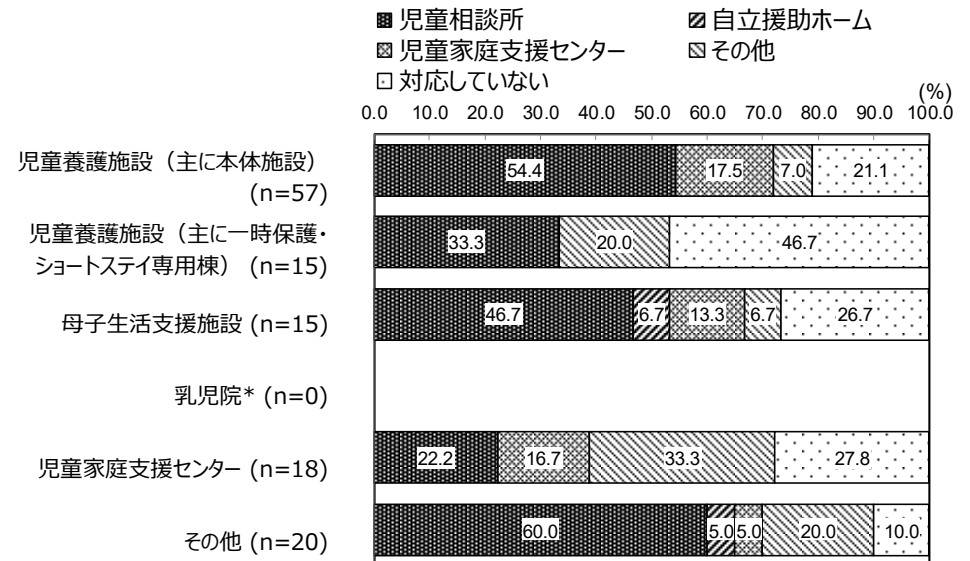
Q11.子どもからの利用相談を受け、子育て短期支援事業で受け入れた後に、別支援に繋がったことがある場合、繋がった支援（施設）について該当するもののうち最も多いものをお答えください。【単一回答】

※①、②それぞれで該当するものを1つ選択ください。

① 子育て短期支援事業を利用している子ども



② 子育て短期支援事業を利用していない子ども



※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

※2.0%未満は値表示なし

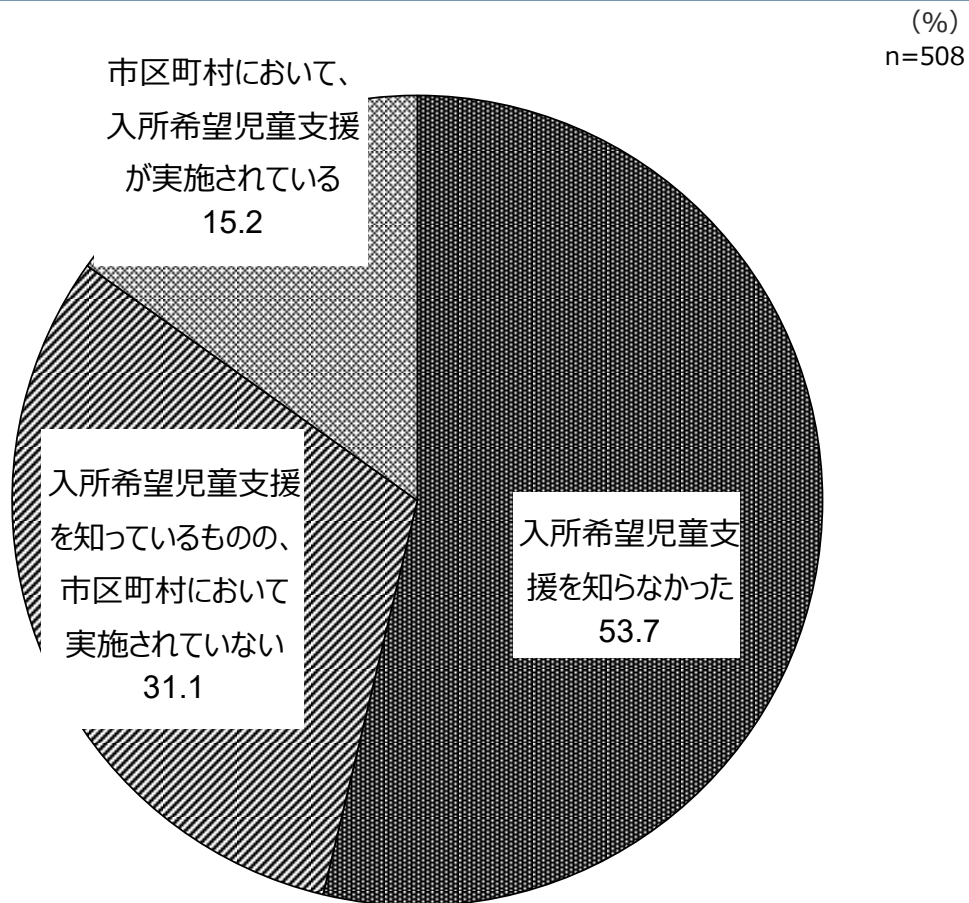
出所：株式会社日本総合研究所作成

5. 入所希望児童支援に関する認知、状況、課題

5.1 事業者 入所希望児童支援の認知・実施（全体）

- 「入所希望児童支援を知らなかった」が5割強、「入所希望児童支援を知っているものの、市区町村において実施されていない」が3割強、「市区町村において、入所希望児童支援が実施されている」が2割弱であった。

Q12.子育て短期支援事業を受託している市区町村において、令和7年度8月末時点にて入所希望児童支援（※）を実施しているかお答えください。【単一回答】
※子育て短期支援事業は令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年度から入所希望児童支援を拡充しています。入所希望児童支援により、保護者の育児放棄や過干渉等により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する際、こどもが自ら希望して児童養護施設等に短期入所が可能になっています。

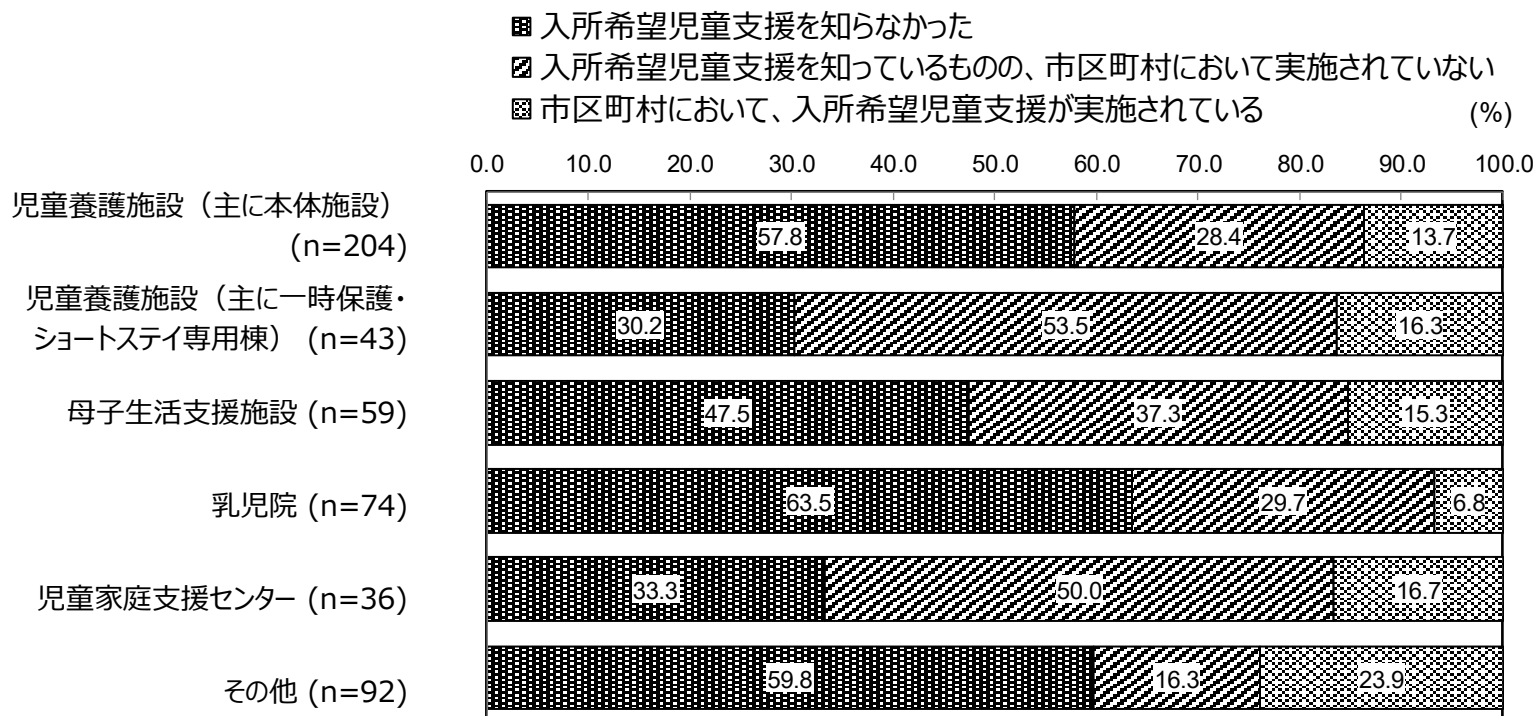


出所：株式会社日本総合研究所作成

5.1 事業者 入所希望児童支援の認知・実施（施設分類別）

- 「入所希望児童支援を知らなかった」との回答は、乳児院で6割強、児童養護施設（主に本体施設）、その他で6割弱と高い傾向がうかがえる。

Q12.子育て短期支援事業を受託している市区町村において、令和7年度8月末時点にて入所希望児童支援（※）を実施しているかお答えください。【単一回答】
 ※子育て短期支援事業は令和4年の児童福祉法改正に伴い、令和6年度から入所希望児童支援を拡充しています。入所希望児童支援により、保護者の育児放棄や過干渉等により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する際、こどもが自ら希望して児童養護施設等に短期入所が可能になっています。

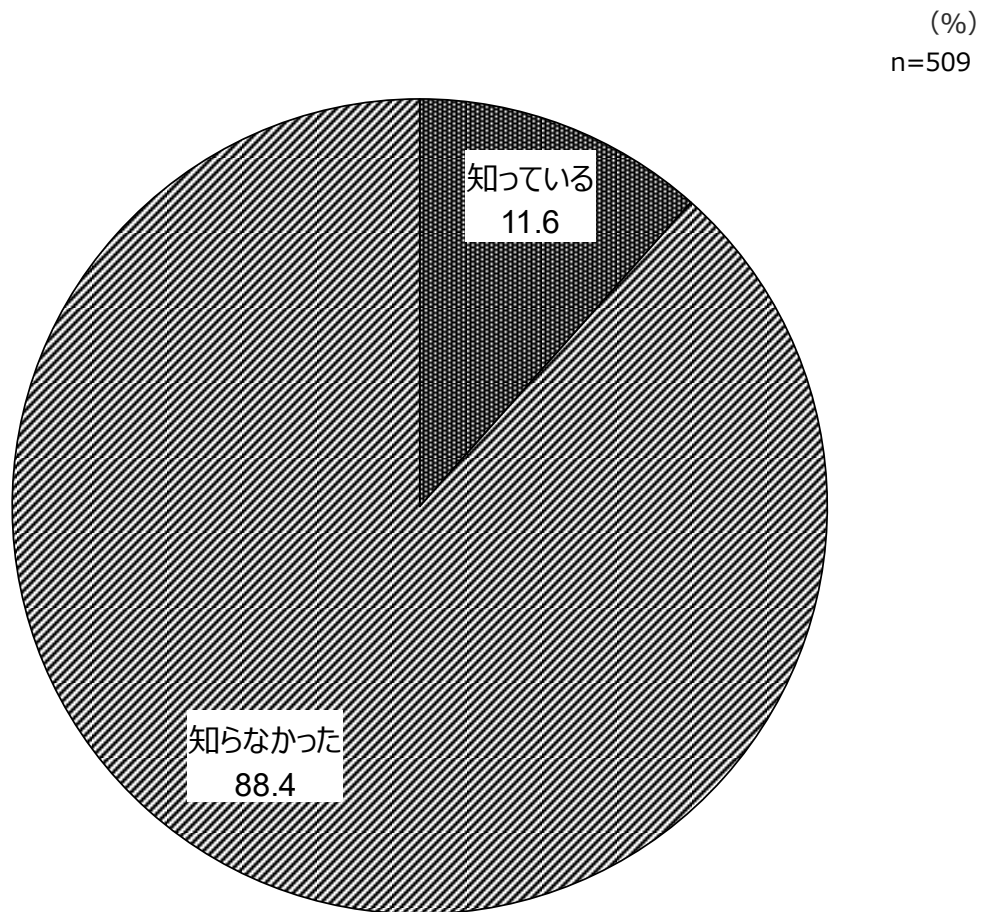


出所：株式会社日本総合研究所作成

5.2 事業者 入所希望児童支援の加算制度の認知（全体）

- 加算制度を「知っている」との回答は1割強。

Q13.入所希望児童支援にて希望するこどもの利用料を免除する場合に対しての加算制度があることを把握しているかお答えください。【単一回答】



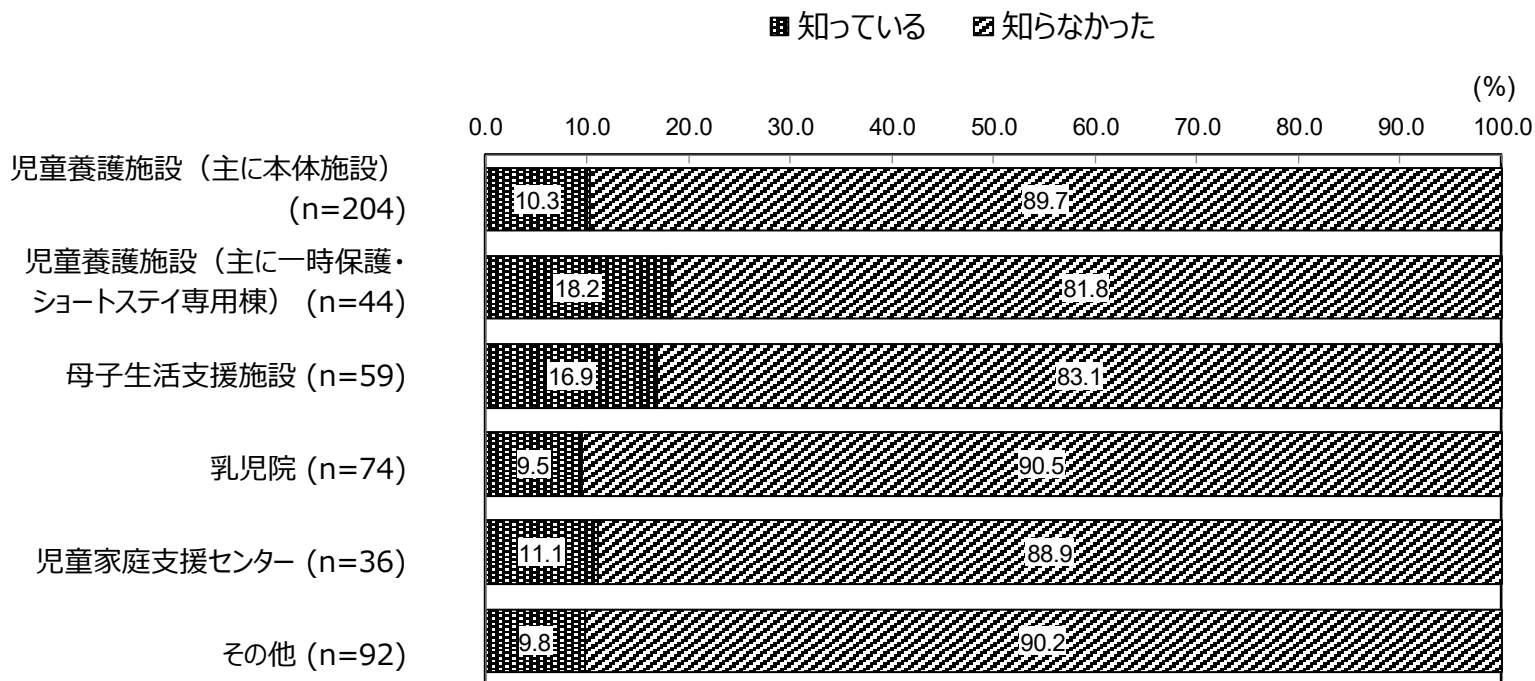
出所：株式会社日本総合研究所作成

5.2 事業者

入所希望児童支援の加算制度の認知（施設分類別）

- 加算制度を「知っている」との回答は、児童養護施設（主に一時保護・ショートステイ専用棟）、母子生活支援施設で2割弱と高い傾向がうかがえる。

Q13.入所希望児童支援にて希望するこどもの利用料を免除する場合に対しての加算制度があることを把握しているかお答えください。【単一回答】

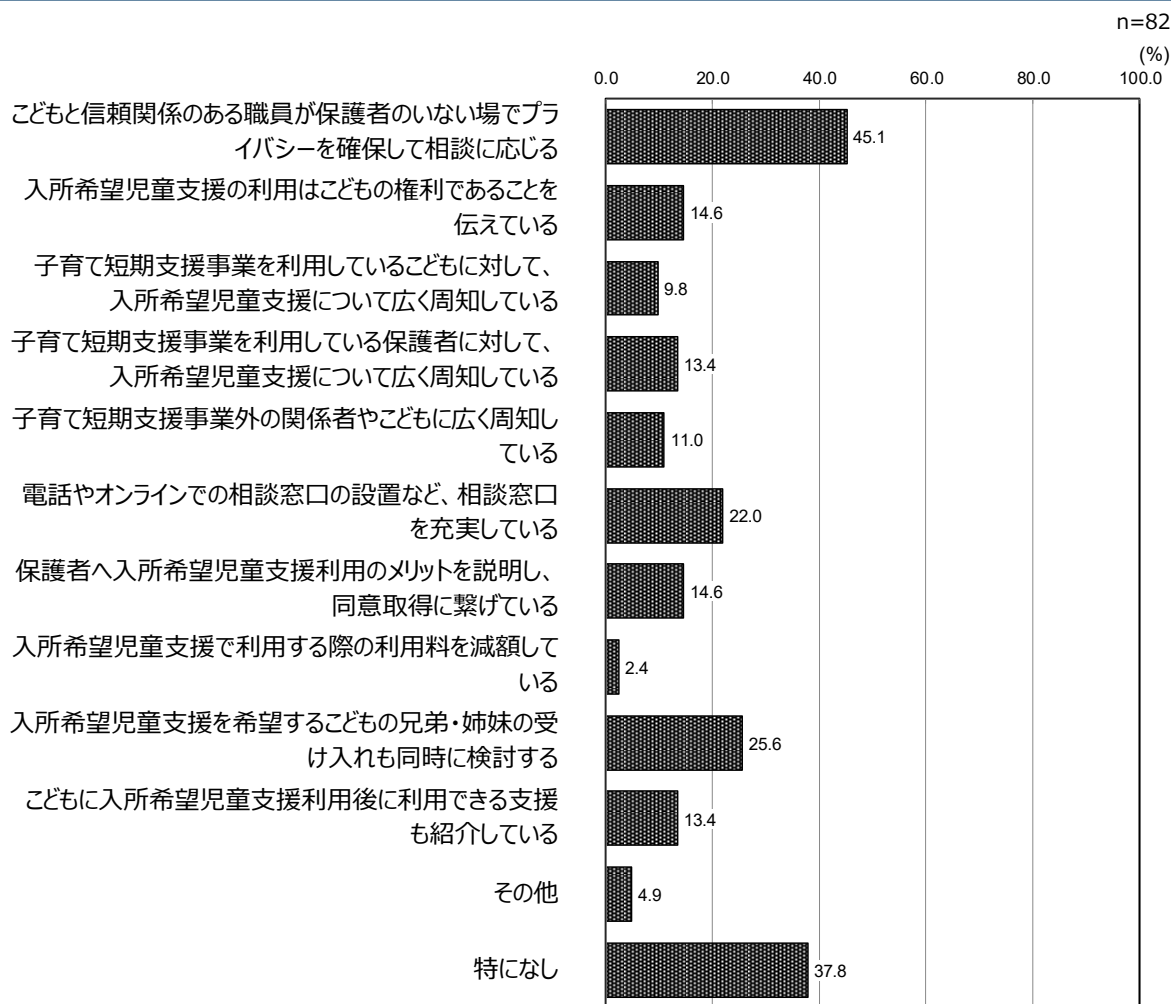


出所：株式会社日本総合研究所作成

5.3 事業者 実施における工夫（全体）

- 実施している工夫は、「こどもと信頼関係のある職員が保護者のいない場でプライバシーを確保して相談に応じる」が最も高く5割弱であった。「特になし」との回答も4割弱。

Q14.入所希望児童支援をこどもが利用しやすくするために、貴施設として実施している工夫があれば教えてください。（いくつでも）



その他の主な内容

【自治体・児童相談所・その他機関と連携】

- 保護者からの相談などは福祉課と共有している
- 入所支援について、どちらかという、大村市や県（児童相談所）に対応を任せている部分が多い

【広報活動】

- 「子育てぶっく」の相談窓口欄に連絡先等を掲載している。相談対応の実績あり。

【特になし】

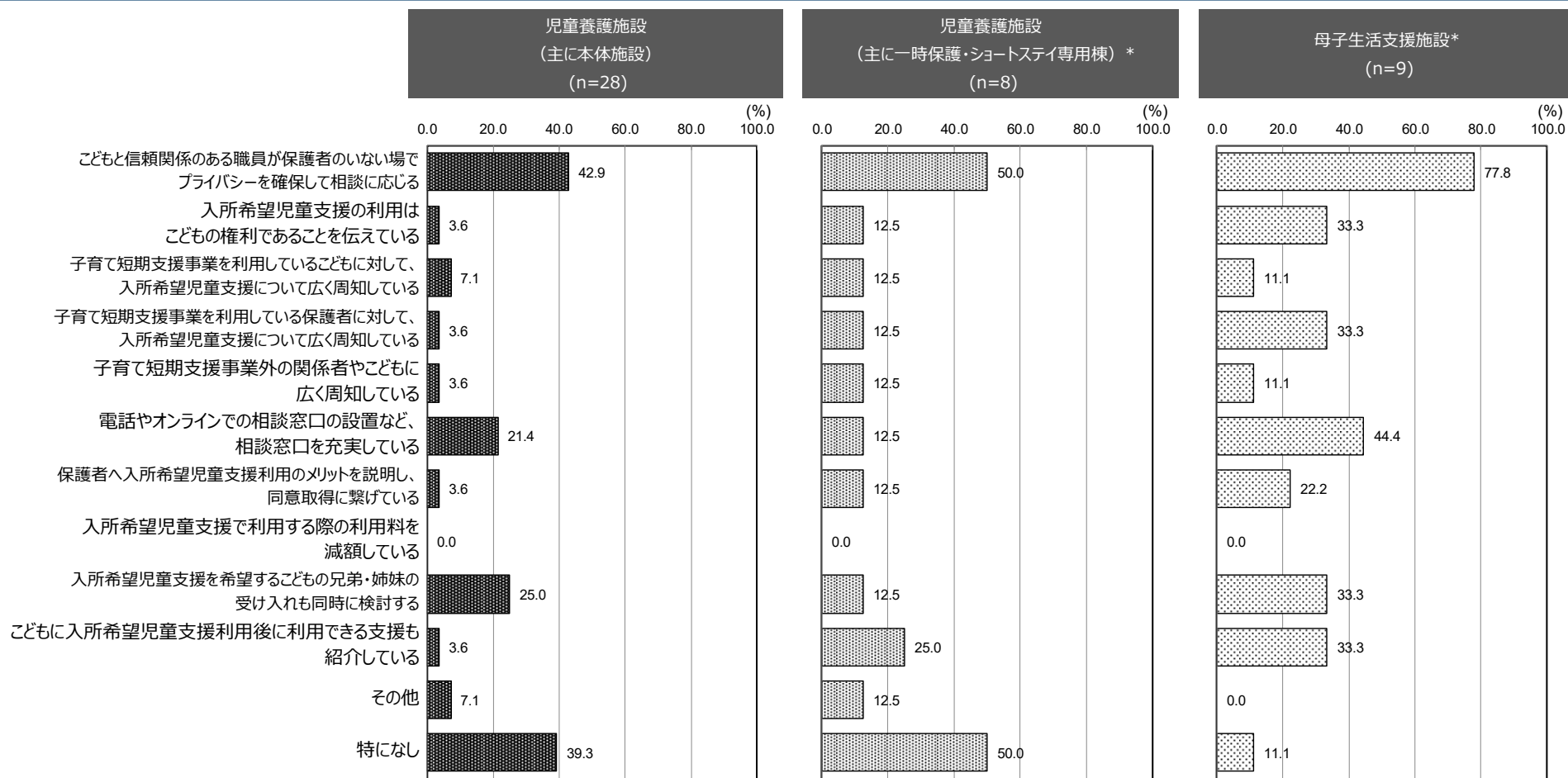
- 利用年齢が乳幼児のため、特におこなっていない

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.3 事業者 実施における工夫（施設分類別）

- 児童養護施設（主に本体施設）では、「こどもと信頼関係のある職員が保護者のいない場でプライバシーを確保して相談に応じる」、「特になし」がともに4割前後。

Q14.入所希望児童支援をこどもが利用しやすくするために、貴施設として実施している工夫があれば教えてください。（いくつでも）

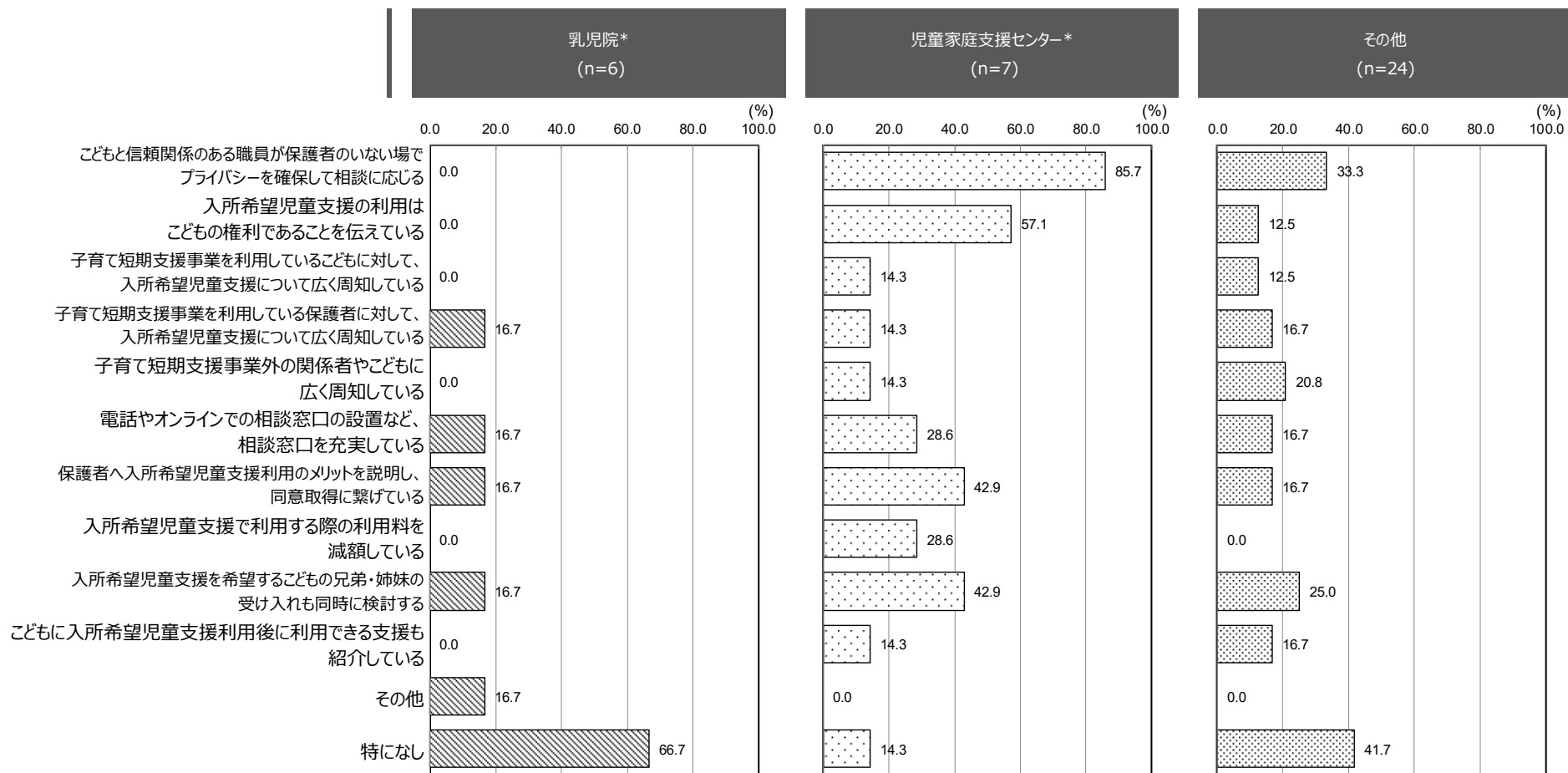


※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.3 事業者 実施における工夫（施設分類別）

Q14.入所希望児童支援を子どもが利用しやすくするために、貴施設として実施している工夫があれば教えてください。（いくつでも）



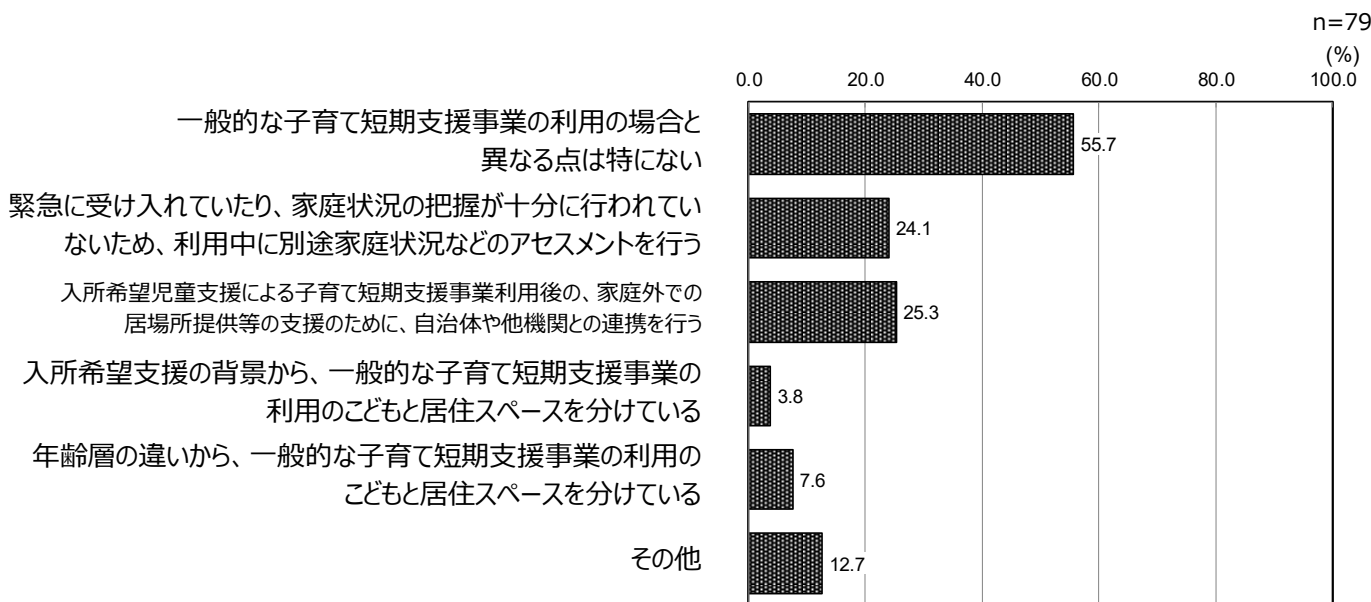
※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.4 事業者 一般的な利用と異なる点（全体）

- 「一般的な子育て短期支援事業の利用の場合と異なる点は特にない」の割合が最も高く、6割弱。
- 異なる点としては、「緊急に受け入れていたり、家庭状況の把握が十分に行われていないため、利用中に別途家庭状況などのアセスメントを行う」「入所希望児童支援による子育て短期支援事業利用後の、家庭外での居場所提供等の支援のために、自治体や他機関との連携を行う」が2割を超えている。

Q15.入所希望児童支援にて子育て短期支援事業を利用する場合に、一般的な子育て短期支援事業の利用の際と受け入れにあたって異なる点があれば教えてください。（いくつでも）【複数回答】



その他の主な内容

【居住スペース・受け入れ体制】

- 可能な限り子育て短期支援事業の利用のお子さんと居住スペースを分けるようにしている。
- 年齢によって下宿のような形で受け入れることがあります。
- 該当なし、子育て短期支援事業ではアセスメントは丁寧に実施している。

【検討中】

- 入所希望児童支援での利用実績はないが、年齢層の違い等はあると予測されるため、居住スペースを分けられるような配慮を検討している。

【事業を行っていない・決まりがない】

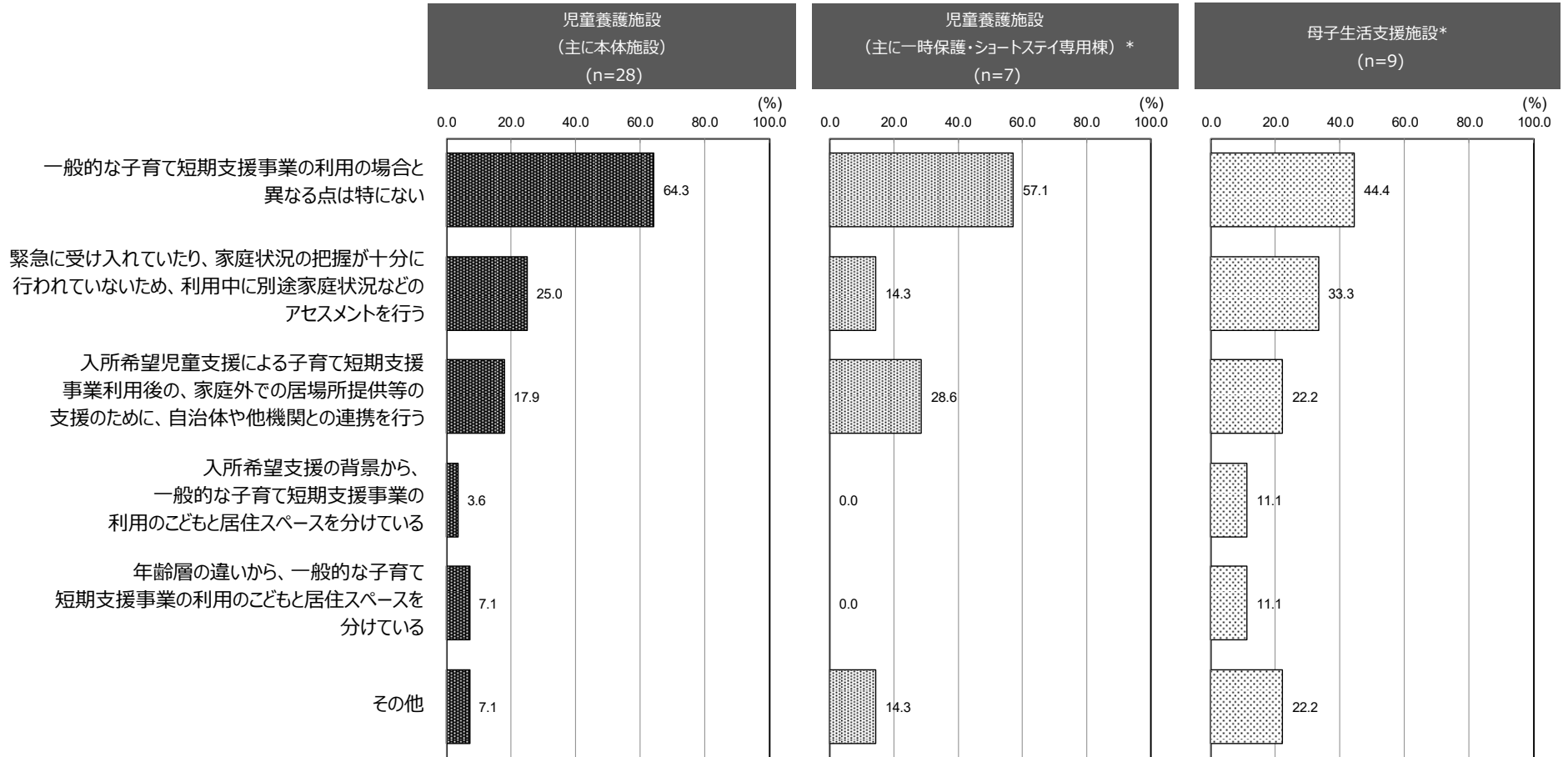
- 決まっていない
- 事業を行っていない（3）
- 利用実績がない

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.4 事業者 一般的な利用と異なる点（施設分類別）

- 児童養護施設（主に本体施設）と分類その他では大きな差異がないことがうかがえる。

Q15.入所希望児童支援にて子育て短期支援事業を利用する場合に、一般的な子育て短期支援事業の利用の際と受け入れにあたって異なる点があれば教えてください。（いくつでも）【複数回答】

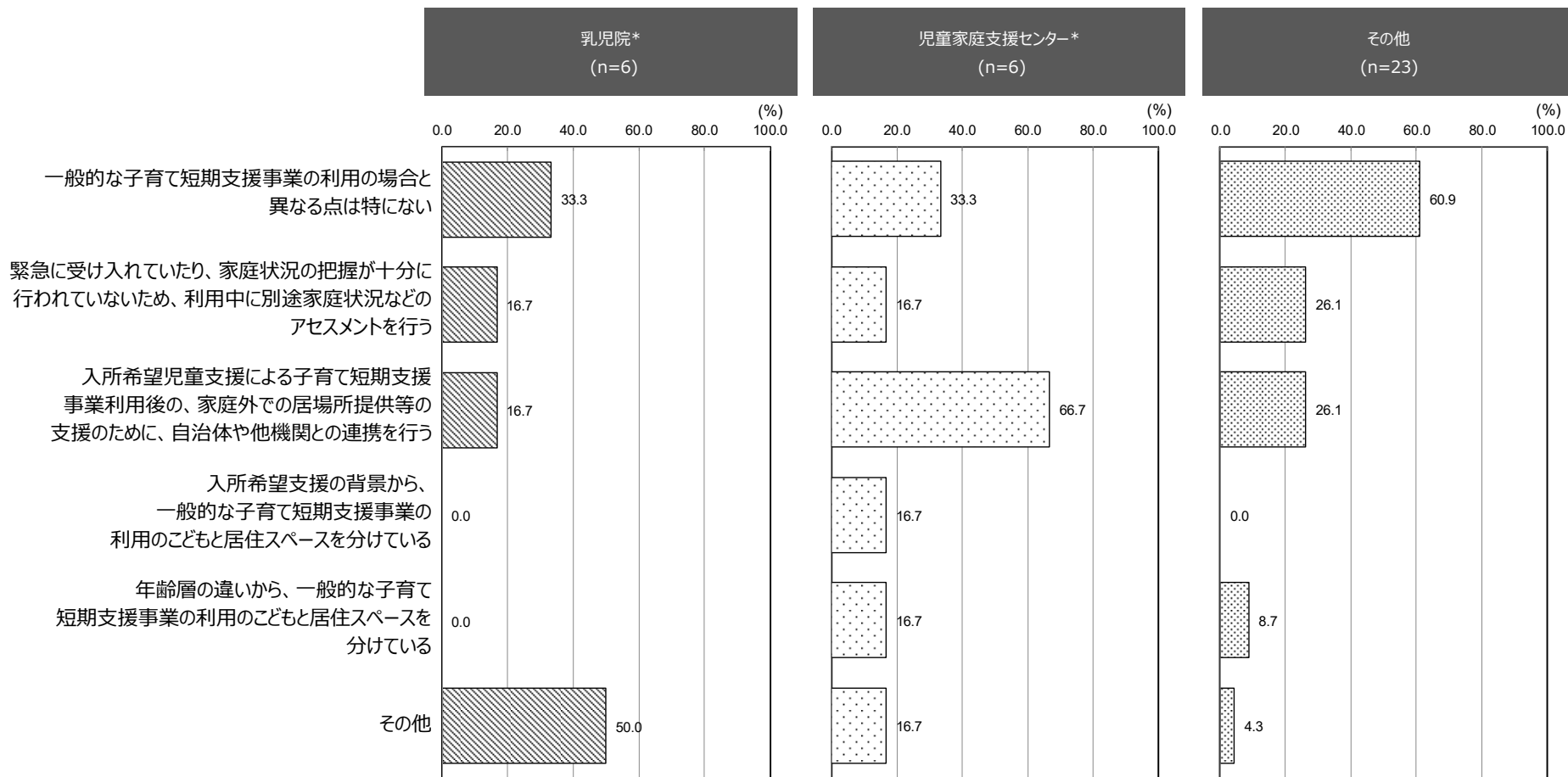


※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.4 事業者 一般的な利用と異なる点（施設分類別）

Q15.入所希望児童支援にて子育て短期支援事業を利用する場合に、一般的な子育て短期支援事業の利用の際と受け入れにあたって異なる点があれば教えてください。（いくつでも）【複数回答】



※n≤10の回答は参考数値（*で記載）

出所：株式会社日本総合研究所作成

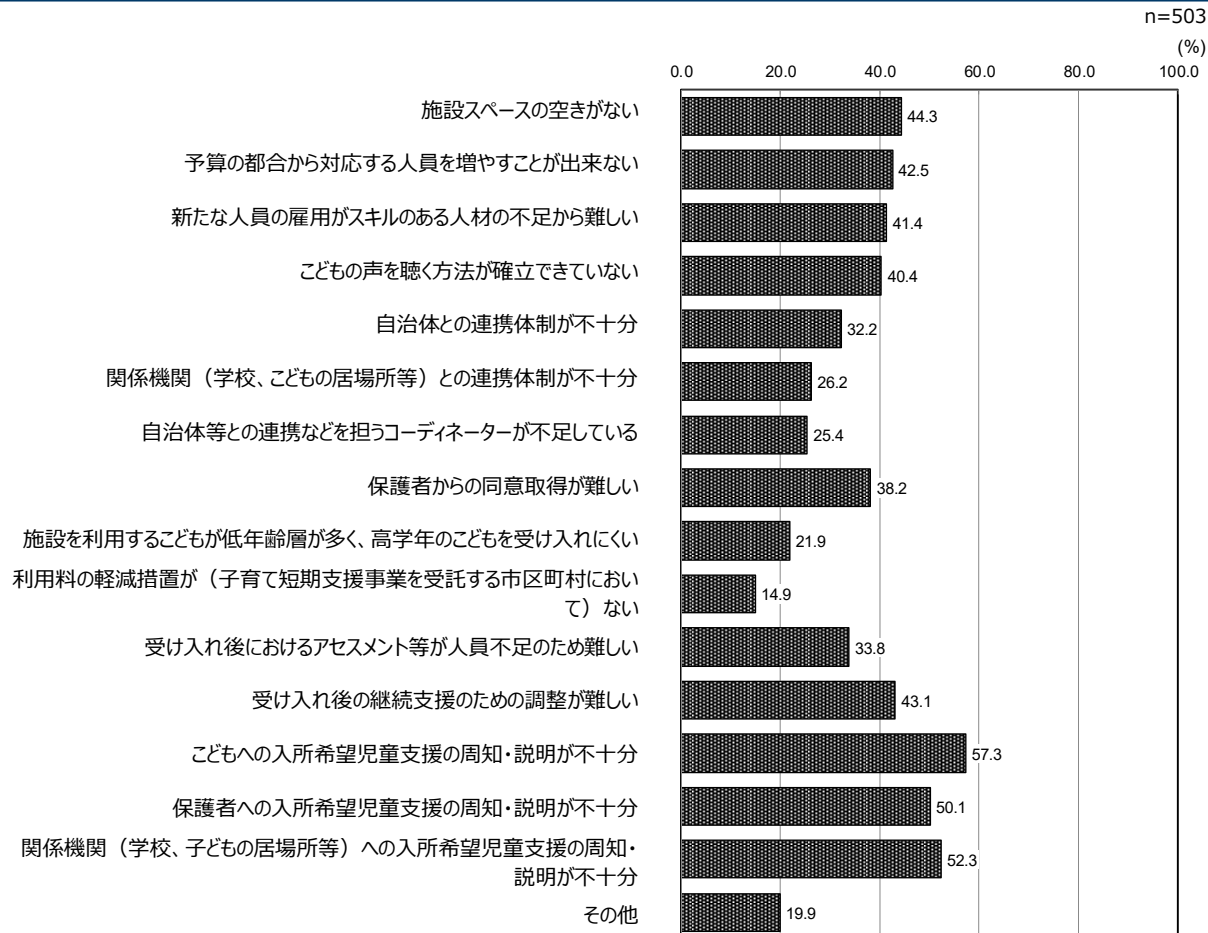
5.5 事業者 実施にあたっての課題（全体）

- 「こどもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」が最も高く6割弱。次いで、多くの課題が4～5割の回答比率となった。

Q16.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない施設においては、実施に向けた課題をお答えください

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です



出所：株式会社日本総合研究所作成

5.5 事業者 実施にあたっての課題（全体）1/3

- その他が約2割あり、人材、予算、設備など多くの具体的な課題が寄せられた。

Q16.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない施設においては、実施に向けた課題をお答えください

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です

その他の主な内容

【人材・予算不足】

- 子どもの入所施設で措置児人数により受け入れが難しくたりする。純粋に人員不足で受け入れが難しい
- これまでの保護者からの申請による受け入れ定員の中に入所希望児童支援での受け入れを考えた場合、突発的な入所希望に至る児童が多いため、スキルのある人材の常駐とその人材が対応に入った場合に、他の利用児童への対応も維持できる配備が必要である。
入所希望児童支援の予約手続きについて、その段取りを検討する必要がある。（2）
- 入所希望児童支援事業自体の目的がはっきりしていないと受け取れる。
・アドボカシーの一環として形式的に導入されたものと受け取れる。
・実施にあたっては、本体施設の定員充足もされていない中で、職員採用も困難で人員不足のため、入所控えも発生している中でこのような事業展開ができるのは一部の都市部のみではないでしょうか。特に当県では、関係機関への周知がなされていません。
- 施設内での受け入れスペースの確保や対応する人員の不足等に大きな課題があると考えています。現状、子育て短期支援事業の受け入れが難しい状況であり、また児童の生活空間への受け入れの難しさもあります。子育て短期支援事業の専属の受け入れスペースの確保の必要を感じています。上記項目に関して、不十分な点は多く、全てが課題であると考えています。
- 施設の入所児童の対応が難しいことや、枠の問題、職員体制の確保の難しさ、本体施設で入所児童と一緒に受け入れている為、利用自体がなかなかしてもらえない。切り離して受け入れたいが、予算も人員も足りない現状がある。
- まず、通常のショートステイをするための人材も予算もないと思う
- 施設が定員の現員を回っている中で、空床型のショートステイは、子どもの年齢・性別・特性を考慮しなければならないので、非常に使い勝手が悪いです。空床型では、人件費が出ていない点が課題かと思います。
- 学童以上の学齢に関しては、職員が入所児童に合わせた断続勤務になっており、登校しない児童を平日預かることは難しい。

【制度・他機関との連携】

- 実施するにあたっての受け入れ体制・仕組みの確立とそれからの実施
- 市からショートステイは受けているが、こどもの声を聞く方法はない
- 制度上、困難。一時保護所に対応すべきであると考えている。
- 申請書類の簡素化と、受け入れ先の確保が急務だと思います。
- 現状では、子どもだけを受け入れる体制が整っていない
- こどもを見るのは基本里親さんになる為、子どもに対しその周知も必要になると思われる
- こどもの意思で子育て短期支援事業を受けたことはないです。こどもの意思での短期支援事業の申込みもできるという認識はありましたが、それが短期入所という整理がされている認識がなかったです。
- 契約をしている市町村から入所希望児童支援について話が出たことがないため、想像での回答であるが、まずは受け入れる施設側の理解と周知、体制を整える必要がある。今後は契約市町と連携を強化することが課題となる。その為、設問Q10から16はチェックがつかない
- 基本的に、契約している市町村と連携をしているが、保護者からの申し出の方法からだけで共通認識をしているため子どもからの申し出の仕組みができていない。
- 制度自体の理解が不十分
- 実施に向けた知識不足
- 高校3年生の年度途中で18歳到達した児童からの利用相談があったが、18歳に到達しているため、自治体より利用不可と言われてしまった。利用条件を年齢で区切るのではなく、本人の状況に合わせた利用ができるようになると良い。
- 市との契約によりショートステイ事業を行っているので、基本的に当施設で直接判断は出来ず、必ず子ども家庭支援センターの認可をもらってからでないと動かせません。そのため、子どもが希望したとしてもまずは市の許可をもらい、その後保護者の許可をもらう事となり、どうしても動きは鈍くなります。

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.5 事業者 実施にあたっての課題（全体）2/3

- その他が約2割あり、人材、予算、設備など多くの具体的な課題が寄せられた。

Q16.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない施設においては、実施に向けた課題をお答えください

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です

その他の主な内容

【他機関との連携】

- 市町村はやっている。児童相談所と県は非協力的である。
- 関係機関との連携が重要になると思います
- この件に関して、市との話し合いがまだなく、市の考えが不明
- 制度を知ることが必要。市町村との連携が必要
- 自治体との協議課題にあがっていないため、課題が不透明である。
- 施設主体でこの事業が動いていない。今後、自治体と連携を図りながら事業活用に向けて動いていきます。
- 地方自治体や司法権の制度理解が不十分
- 児童は学校の先生に相談することが多く、学校は児童相談所へ通報するので、児童相談所経由の受け入れになっている。
- 子ども単体であれば、子どもからの相談を受けたのみで急な受け入れは難しい。他機関と相談してからになる。
- 子どもの権利擁護（安全確保）を第一に考えられた制度であるが、保護者の同意を得るのが難しい、関係機関との連携が難しい（どこが）主たる対応機関なのかわからない
- 保護者から同意を得た上で実施するとされているが、保護者からの申請・理解がない状況から受け入れを判断した結果の責任の所在如何。
- 市と児童家庭支援センター間での協議が不十分で実施に至っていない。
- 入所希望児童支援の拡充について認識不足であったとともに、自治体によっても事業展開に差異があると思われる。

【設備・定員・送迎】

- 当施設は入所希望児童支援について対応できる施設ではないため、上記内容について対応が難しいため
- 入所児童との希望児童との関係性、入所児童は高校生から携帯を所持しているが同じ場所で生活するので施設のルールに合わせられるか？
- 入所希望の意思表示をする高学年が主な対象となるとすると、入所児童との関係も考慮し別のスペースで支援することが必要と思われるが、そこまでの対応が出来るマンパワーが現行では難しく、ニーズが多いようであれば民間一時保護所のような、別枠での事業として専用の設備を設ける必要があると考えます。
- 障害児と健常児での個々の差が激しい。受け入れ場所の配慮が難しい。
- ショート利用児童からSOSが出て、児童養護施設で預かった場合には、納得していない保護者には居場所が分かっているので、押しかけられたり不安があります。児童養護施設は開放施設であり、学校に比べても外部からの侵入に弱いという側面があります。どのように運用するのか、綿密な打ち合わせが必要になると思う部分です。
- 現状、泊りの部屋には限りがあり、継続して受け入れる事は困難。
- 常に定員いっぱい状態に近いので、緊急で入所に切り替えるのは難しいと思われる。
- 措置児童のみで定員に達しており、一時保護やショートステイ児童を受け入れることがほとんどできていない。入所希望児童支援にまで至ることがない。
- 施設で委託児童の送迎を行うことは難しいため、市町村が担ってほしい

【検討中・課題に至っていない】

- 本事業について知ってはいたものの、市町村と具体的な話をしたことはなく、Q5で「ある」と答えましたがこれも保護者も理解してのケースなので、該当するかどうかかわからないですが記載しました。課題についても考えてみましたが、具体的なケースがまだなく、検討しにくいのが現状です。ただ、今後該当するケースが出てくる可能性は高いので、その場合の対応は考えていきたいと思えます。
- 実施に向けた準備の地点でハードルが高く、その後の事までは課題として考えられていない。

出所：株式会社日本総合研究所作成

5.5 事業者 実施にあたっての課題（全体）3/3

- その他が約2割あり、人材、予算、設備など多くの具体的な課題が寄せられた。

Q16.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない施設においては、実施に向けた課題をお答えください

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です

その他の主な内容

【対象施設ではない】

- 乳児施設、対象年齢が3歳未満のため、想定外（17）
- 乳児院の場合はこどもからの希望という状況は考えられない。万が一、そのような状況があった場合は、児童相談所に連絡することとなる。
- 2歳未満の乳幼児を対象としており、対象児童の意思表示が課題。アドボケイトや親の同意の取り方のしくみ、当事者である子どもと親の双方にとって、行政措置の一時保護ではない、子育て支援事業の中でレスパイトするメリットを検討する必要がある。
- 乳児院のため、対象となる子どもはかなり限定的である。きょうだいケースで年長児であれば可能性もあるが、こどもの真意を聴きとる過程が必要かと感じる。
- 当所は乳児院のため、対象児童の年齢が低く、意見表明は難しいと思われるが万が一にも事例が発生すれば対応したいと考えている。
- 乳児院のため、入所児童は3歳まで、短期支援の利用は就学前の児童であり、意志表出が難しく入所希望児の受け入れはない。
- 乳幼児のため、入所希望をどのように把握することが課題。
- 乳幼児の受け入れのため入所希望については不明である
- 乳児院の対象児童からすると馴染みにくい支援策であり、自治体との調整がまだまだ必要である。
- 母子生活支援施設なのでこどものみの入所は想定外（5）
- 入所施設でない
- 当センターは入所施設でないため実施していない
- ショートステイは、市からの委託なので、受け入れ等の権限は当施設にはない
- 子育て短期支援事業を当施設で受託していない。職員の勤務体制に夜勤や宿直制度が無い。
- 乳児院なので、保護者支援を視野に入れ子育て短期利用事業を行っている。

【支援が困難・判断できない・事業を知らなかった】

- 現時点で、入所希望児童支援をすることは難しい
- 今の施設の体制では受け入れは難しいです。その為ご質問に答える事も難しいのが現実です。
- 事業所内保育所なので難しいと思います
- 希望する児童が、その支援の対象となるかどうかの判断基準が不明
- 市町からのショートステイや児相からの措置児童の受け入れはあるものの、入所希望児童支援の制度の存在を知りませんでした。
- 事業をする想定をしていない。

【その他、分からない、実績なし等】

- 分からない（3）
- 実績なし・実施なし（7）
- そもそも自治体の実施していない。（当施設への子育て短期支援事業委託元自治体に入所希望児童支援をメニュー化する意志が感じられない）
- 令和7年11月からサービス開始となった為課題の抽出ができません
- 特になし（2）

出所：株式会社日本総合研究所作成

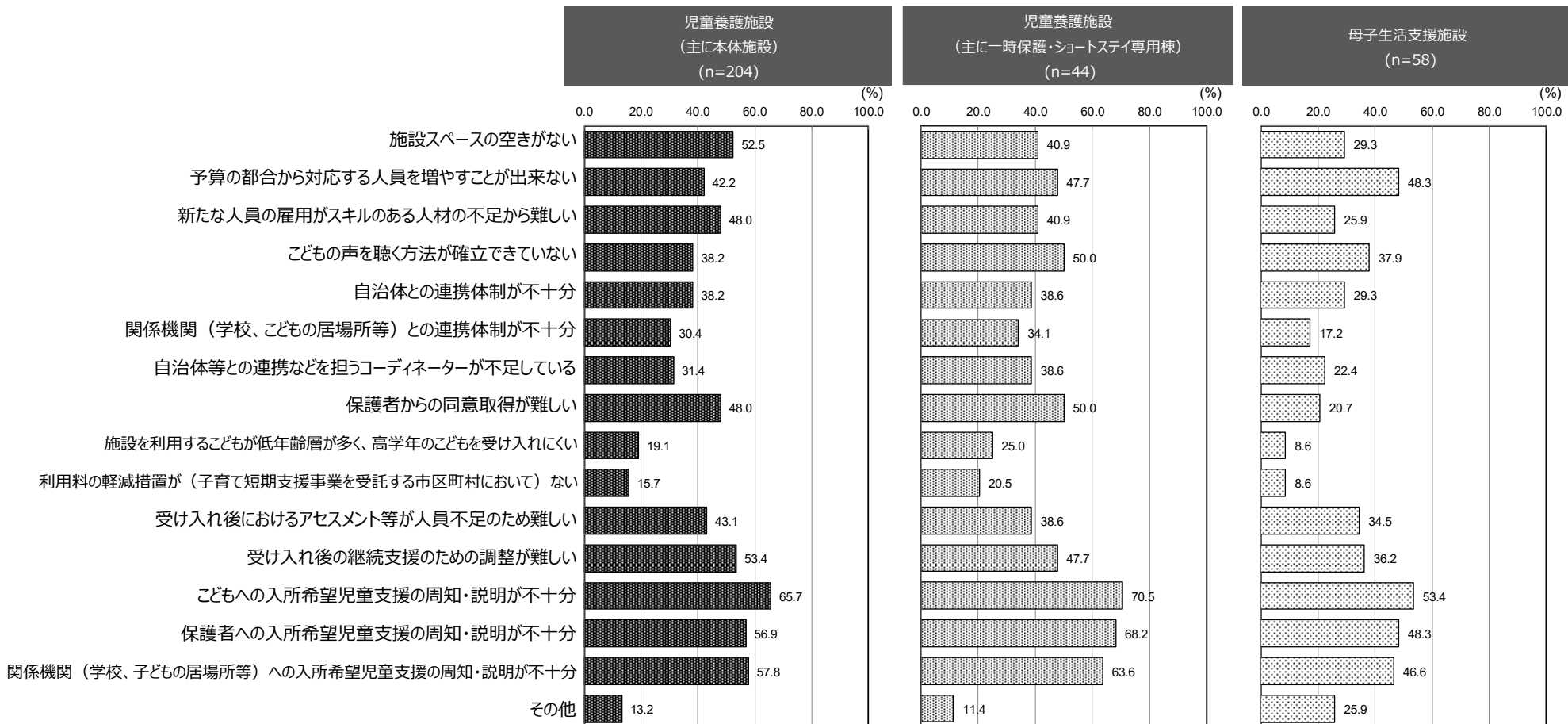
5.5 事業者 実施にあたっての課題（施設分類別）

- 児童養護施設、児童家庭支援センター等で「子どもへの入所希望児童支援の周知・説明が不十分」が高い傾向にある。また、児童家庭支援センターは「予算の都合から対応する人員を増やすことが出来ない」が7割、「新たな人員の雇用がスキルのある人材の不足から難しい」が6割を超えるなど課題が多い傾向がうかがえる。

Q16.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない施設においては、実施に向けた課題をお答えください

※入所希望児童支援は、子どもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です



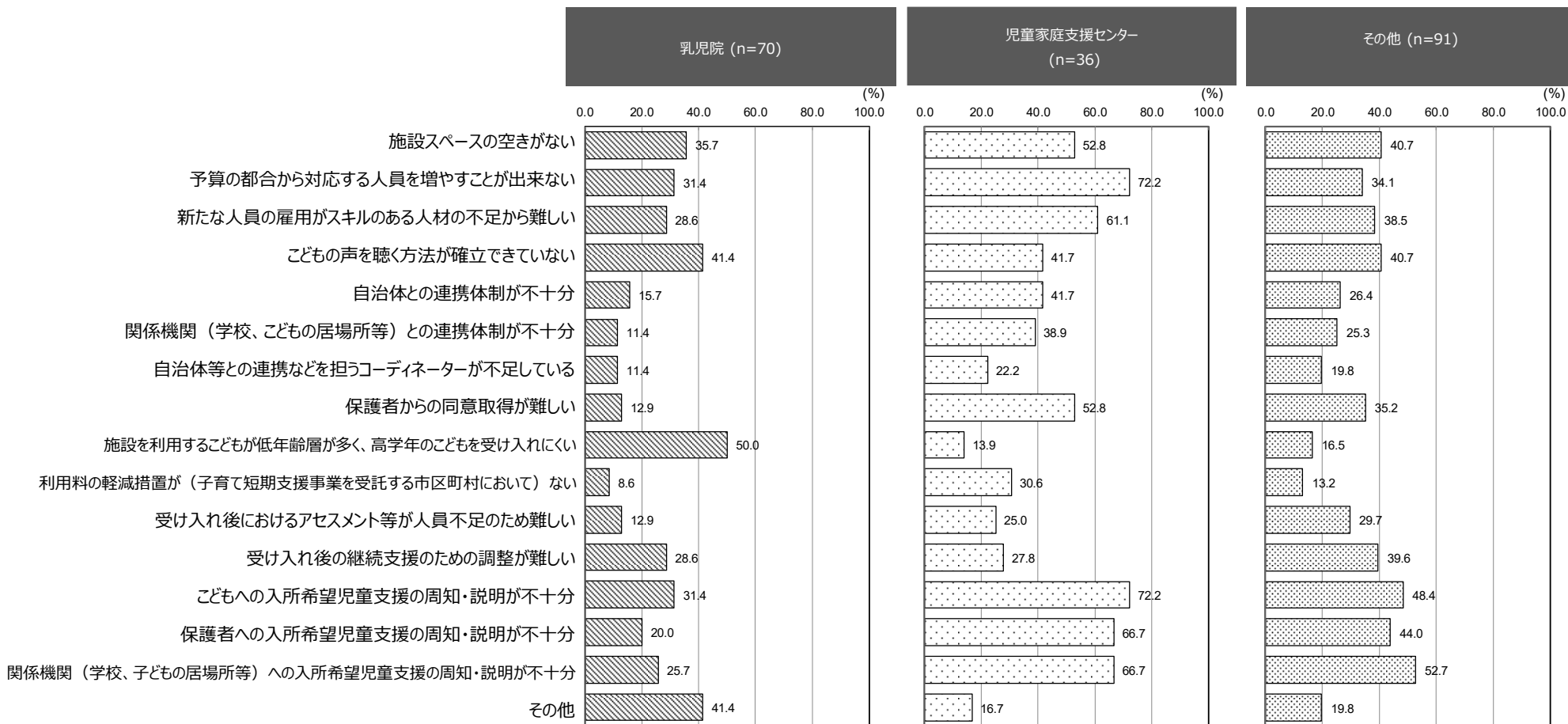
出所：株式会社日本総合研究所作成

5.5 事業者 実施にあたっての課題（施設分類別）

Q16.入所希望児童支援の実施にあたっての課題を教えてください。（いくつでも）【複数回答】

※入所希望児童支援の実施や検討を行っていない施設においては、実施に向けた課題をお答えください

※入所希望児童支援は、こどもが利用希望を示した際に子育て短期支援事業の枠組み内で受け入れを判断、保護者から同意を得たうえで支援する制度です



出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=142 ※意見等のみ抜粋）

【周知の必要性】

- 実施できればより子どもたちの声に耳を傾けられるのだろうとは思いますが、実施体制や現場職員及び保護者の認知がまだまだ低いように感じるのが課題かと思う。
- 関係機関に対しての内容の周知、及び、各自治体に対しての活用の促進
- 子育てや養育に関わる人や関係機関への周知徹底。児童が意見を表明できるようにするための体制づくり。
- 子ども等への入所希望児童支援の周知
- こどもたちに届くためにどのような形で周知されているのか不明。こどもたちに周知するにはかなりの工夫が必要なのではないでしょうか。こどもたちの届くためにどのような形で周知されているのか不明。こどもたちに周知するにはかなりの工夫が必要なのではないでしょうか？
- 入所希望児童支援があることを周知する。児童養護施設に子どもが入所しても、何ら恥ではないし、困ったら誰もが利用できることを周知し、啓発する。入所期間は、それぞれの家庭事情によって柔軟に対応できることと、おおよその目安を周知して利用しやすくしてほしい。
- 必要ご家庭やお子さんへの周知。お子さんが必要に感じた時に、出来る限りそのタイミングで受け入れられるスピード感があると良いのではないかと感じます。
- 入所希望児童支援についてそもそも知らなかったです。
- 今まですべて児相を通しての一時保護委託しか経験がありません。子どもから直接施設等に保護依頼があるのでしょうか。お恥ずかしいことですが、周知できておりませんでした。経費の流れも全く知りません。
- 市町村の入所希望児童支援については、自分が聞き漏らしているのかも知れませんが、施設側への説明が詳しくなされていないような気がします。
- 入所希望児童支援について知らなかった。必要な制度なのであれば、周知をしていただきたい。（2）
- 入所希望児童支援について、周知を図る必要があるのではないかと思います。（当院は0～2歳児を対象の子育て短期支援事業を実施しているため、回答できない設問がありました。）
- 入所希望児童支援についての周知が進むように働きかけをしていただきたい。
- 入所希望児童支援制度についての周知をお願いします。

【設備、スペース、機能の課題】

- トワイルト事業として小学生のお子さんをお預かりしています。未就学児の預かりもやっているビルの中の施設なので、日祝には小学生のおさんはスペースも狭く、過ごしにくいのではと申し訳なく思っています。ちょうど学童等を含め待機児等の問題が上がっている時期ですので、小学生以上のおさんの居場所について増設するなど検討されてもよいのではと感じます。
- "・当施設では一時保護専用施設を開設しておりますが、高齢女兒が多いと感じており、このような制度も周知が浸透すると利用が増えると思いましたが。ただ入所施設の空きスペースを考えるとリスクは大きく、入所児童もそれぞれに課題を抱え、職員が全力で支援にあたって中、入所希望児童のショートステイを受け入れ同じ空間で過ごしてもらう事はリスク回避の為受け入れられないことが想定できます。
- その為にも専用施設を設置できるような支援を国からいただければ新たな事業として展開できると思います。"
- 一時保護や入所希望児童等、なんでもかんでも施設の空き状況に頼るのではなく、必要なのだと判断しているのであれば、公的な建物を確保し、行政で運営してほしい。
- "児童養護施設の入所者と同じ居住スペースに、短期支援事業での児童を受け入れているので、入所希望児童があった場合、居室確保と対応する職員の確保が課題になります。
- 短期支援の受け入れでさえ、居室に空きがなければ断らざるを得ない状況も発生する中で、現状では支援したい気持ちはあっても
- そのためのスペースや人材確保が当施設では困難であると考えます。"
- 児童家庭支援センターの機能を持っている施設においては支援は可能だろうが、機能を持っていない施設においては対応が困難である。

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=142 ※意見等のみ抜粋）

【キャパシティ的課題】

- 子どもの意見を聞くと対象児童が増加するとは思いますが、キャパシティの問題で対応が困難になると思います。
- 子育て短期支援事業については、市町村からの委託事業で実施しているが、入所定員に余力がないため、入所希望児童支援を取り組む状況にない。
子育て短期支援事業が独立して採算ベースに乗せれるのであれば、人材確保の課題もあるが、事業展開も可能になると考える。

【人材・予算不足①】

- 子育て短期支援事業における人員配置を拡充していただきたいです。施設は入所児、一時保護児童の対応で手一杯です。子育て短期支援事業独自の人員配置がもっと必要です。
- ショートステイに関わる時間や相談内容からすると、専門的な人員を確保できるようにお願いしたい、トワイルトなどが始まると兼任というわけにはいかずより専門性が必須になってくると思われる。
- 子育て支援は拡充されていますが、受け入れる側の施設のマンパワーが非常に不足しています。入所児童の生活を制限することになり、ショートステイの受け入れもできないことも多いです。受け入れる側の施設の処遇改善がまずなされるべきだと思います。
- 事業を行うにあたり、人的保障を望む。
- 重要度が増す子育て短期支援事業には常勤職員での対応できる体制を整えてほしい。机上の計算で非常勤職員を含め、体制が整っていると思われても、非常勤職員は辞めることが多いですし、非常勤職員を最低賃金で雇えるとしても園が探す…いなければフォローの穴埋め職員を誰にするか…と現場では困るだろうと予測されます。
- 人材確保・育成が喫緊の課題であり、本体業務を含め、事業を展開していくうえで体制を確立していくことが難しい現状にある。
- 地域格差が大きく、養成校の新卒保育士などが都市部に流出するのが大変に痛い。どうしても、確保のコストで都市部に負けてしまうので、その点の是正をして頂きたい。マンパワーの確保が、支援の実施への影響が非常にあると思われる。
- 入所児童の対応や地域支援の他のサービスもあるので柔軟な対応の為にも人材が必要

と感じます。

- 周知説明が不十分と思われる。また受け入れ側として委託一時保護やショートステイ利用の打診が多い中で、枠や人員の確保が困難である。
- お金や人材が不足しているため策を講じてほしい。
- 事業のマンパワーの整備がなされていなければ不可能。運営費の改善を要望します。
- 人員不足の為、受け入れが制限されてしまい、受け入れたい思いはあるのだが大切な子どもを安易に受け入れることはできない。人員確保のための予算を上げていただきたい。
- 短期入所生活援助事業のコーディネーターの加算をお願いしたい
- 当法人は、羽島市、岐南町、笠松町、本巣市との事業委託を締結している。令和4年度の法改正があったが、各市町村側が入所希望児童支援について実施されていないのが現状である。利用する側の減免や委託を受ける側の人件費確保を望みたい。
- 埼玉県の児童養護施設や一時保護所は定員に達している状態です。設備費や人員、相談を受ける人員、それに伴う予算がないと難しいです。対応する窓口も不足しています。
- 子育て短期支援事業を実施していくにあたり、実施予算があまりつかない事から実務に携われる職員が限られており、地域からのニーズに対して現状、あまり応えられていない状況下にあります。現在こちらの施設では過去に地域からの入所希望児童の支援を行なったケースはありませんが、現状の課題のある中さらに、将来的にそのような児童の相談があった場合、職員の不足から施設としてその子のニーズを満たすことができる力は現状、あまり無いような状況のため、子育て短期支援事業の実施に関する予算建てを行っていただけますと幸いです。
- 実施するにあたっては、資金面と人員確保の保障をお願いしたいです。
- 受け入れ態勢を整えられるよう、人員確保の為の予算を確保する必要がある。
- 入所希望児童支援の実施以前に、ショートステイ受け入れ体制の整備が困難。専用居室を整備したが、現行の人件費補助では安定した受け入れができない。まずは、ショート・トワイルトの受け入れが可能な人件費の補助、又は措置費への移行を強く要望します。

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=142 ※意見等のみ抜粋）

【人材・予算不足②】

- 入所希望児童支援もとても大事だとは思いますが、施設は子どもたちの生活の場であり、家庭に代わるところであるため、そこへ全く知らない子どもが入ってくるということは、とても刺激的なことであると思う。入所時対応は、子どもたちにきちんと話を準備した上で受け入れている。もし、この支援を行うなら、丁寧に対応する職員、場所が必要であり、そのための予算も必要であると思う。
- 予算を（人件費を含めた）つけてほしい。市町村に県から権限を委譲する旨をはっきり指示してもらいたい
- 入所希望児童支援事業について子どもたちや保護者、また実施する行政や事業所においても周知が不十分であり実施に向けて体制が整っていないと思います。また、受け入れ後の体制を整えられるだけの人員配置が予算上厳しいです。子育て短期支援事業のショートステイだけでも利用希望は多くあるものの委託元の市の予算の都合上受け入れを制限しなければならない状況です。市の財政に関わらず安心して子育てができるよう制度設計をお願いいたします。
- 直ぐに対応できるように、前もって自治体に予備費をプールしておく。
- ショートステイのニーズも高い為、子どもの宿泊を伴う預かり事業は求められていると思う。高齢者福祉事業の小規模多機能型施設（デイサービスとショートステイを受けることのできる施設）のような、子ども版の預かり専門施設ができるようになるとニーズと合うのではないかと。現在、そのような事業を行っても予算がないため、難しいのが現状ではないかと思う。
- 全体的な費用、加算の増額を期待します。
- 入所希望児童支援を実施した際、児童の生活用品・衣類など持参物が少ないことが多い為、購入予算を設けて欲しい。
- 入所希望児童支援専用の職員の配置を予算化してほしい。また、専用の施設整備（建物）のための予算を付けてほしい。
- 本事業の受託にあたって施設が複数の市町村と契約を結んでいる場合は、市町村で予算を出し合って専用人員の配置を確保するなどの方策を検討してほしい。
- 一人当たりの預かり単価が安い。現在本施設では2歳以上1日6000円である。単価をできるだけアップしてほしい。
- 子育て短期支援事業の委託料が低いため、職員の給与とのバランスが難しい。物価高騰のなか、委託料改正をお願いしたい。（例えば、9時～22時の預かりの場合の時給×時間数以上）
- 自治体に対しては努力義務化、施設に対しては受け入れ促進のためのインセンティブを検討していただきたいです。"措置児童に比べて委託料が少ない。一時保護児童と同様に算定の定員数に反映してほしい。
- 入所希望児童支援にかかわらず、利用料金をあげてほしい
- 物価高騰に対してもっと支援を。足りません。賃貸料補助に対してもっと支援を。40%しかもらえず苦しい。
- 子育て短期支援事業については新制度があるものの、複数の自治体と契約しているため専従人員配置について自治体の負担金について課題がある。
- 報酬額が安すぎるので増額希望している。
- 保護者と子どもが安心して暮らせる支援を実施するために、環境を整える予算が欲しい。

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=142 ※意見等のみ抜粋）

【制度関連①】

- 日中、園や学校に通えるようにしてほしい
- 実際に乳児院へ入所希望児童支援の実施は行われたことはあるのでしょうか。
- 自治体に対する制度の周知を強化して実施に積極的な姿勢を持つよう指導して欲しい。
- 何にしま地域自治体に任せることで、取組みへの温度差は大きくなっており、こどもが生まれた瞬間に、子育て支援に地域間格差が生じているという現実、こどもの支援に生まれながらに不公平不平等が当たり前になっているという現実、真剣に向き合って貰いたい。
- 県および市町村への導入に向けての努力義務化
- 自治体格差（予算、人材、環境等）が出ないように、国として、東京として定義をしっかりと出して欲しい。現場の声を反映し、現場職員がやりがいを感じれるように事業にして欲しい。"
- 制度の重要性を感じるが、保護者の同意が難しいケースが多いため、利用に繋がらないケースがある。その対策について、国として検討して頂けたら。
- 家庭から離れたいと子ども自身が言葉にする状況を丁寧にアセスメントすることが大事だが、そのような状況がこの子育て支援短期事業の活用で真的家庭支援にまでつなげていく事が出来るのか、保護する以上の幅広い支援体制の構築が必要ではないかと感じている。
- 市町村の要望に応えられる子育て短期支援事業の受入れ体制自体が整っていないので、依頼を受けても対応ができていない状況にある。地域子育て支援を推進するなら、まずは体制整備に財政支援をお願いしたい。
- 児童や保護者が入所を希望する時点で児童相談所が受け持てばいいのではないかと。市町村と児童相談所の役割分担が不明瞭であるとともに、子育て短期支援事業で預かる子どもは一時保護と同様に定員数に加算して欲しいが、現状は加算されないなど子育て短期支援事業は施設として受け入れることが難しい状況となっており、預け入れる側の現状を理解されているのか疑問であるので、改善を要望したい。
- 入所希望児童を受け入れた場合、利用期間はどの程度となるのか？一時保護所での取り扱いが実情であると考え。
- 入所希望児童支援の拡充も大切だと思うが、現状の子育て短期支援事業が十分に機能できていない施設・自治体も多いため、そちらへの対応をまずは期待したいです。
- 民間に委ねるだけでなく、公的機関として、施設の整備をする必要があるのではないだろうか。
- 老人福祉施設のショートステイはかなり充実したシステムが構築されているにも関わらず、子どものショートステイに関しては、全く遅れていると言わざるを得ない。日本の将来を担う子どもたちの生活精神の安定と充実さを国が本気で考えていかねば、この国に未来はないと思います。本腰で子どもの福祉に目を向けて世界でもトップクラスのシステムを構築する必要があります。それには古い価値観からの脱却と新たな若い人員からのヒアリングが必須です。
- 家庭環境が整っていない中で生活している子ども達が、安心して生活できる場として提供できればと思います。現在は、市と法人内でできる限り受け入れる体制は作っていますが、今後は施設として取り組まなければならない課題もあります。
- 入所希望児童支援を利用する子どもたちの希望がかなうためには、既存施設での運用は難しい面があると思います。一時保護所等の専用施設・機能等の整備が必要ではないかと思います。また、支援制度の周知（制度自体や利用方法）も必要となるのはではないかと思います。
- 緊急時には居室や人員体制についても柔軟に対応できるような制度工夫をお願いしたい。夜中などの緊急時にはボランティアで対応している。
- 母子生活支援施設であり、児童の預かりはあくまでも「子ども短期支援事業」枠組み範囲での預かりに限られます。
- 当施設は、母子生活支援施設であり子育て短期支援事業は基本的に母子での利用に特化している。食事の提供も施設から行っている訳ではない。従って、当該支援による児童の短期支援に関しては体制が整っていないという現実もある。
- 入所にあたっては、市町村との委託契約の中で施設定員内の受入れとしている。これに従えば、施設定員内の入所現員数としてカウントしていただきたい。
- Q16で回答した通り。利用条件を年齢で区切るのではなく、子どもの状況に合わせて利用できるような、柔軟性のある支援の必要性を感じている。

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=142 ※意見等のみ抜粋）

【制度関連②】

- 財政的なものがどのような基準、裏付けがあるのか、起算日に合わせられるの、施設の自腹なのか知りたい。また、感染症の検査について後払いでもいいので保証してもらいたい。制度に則って施設が受け入れた時に、措置権限者に施設が勝手に判断したとならないようにしないと施設はやり切れない。
- 人員を適切に配置するために受け入れの単価を挙げていただきたい。本制度の利用を必要としている児童は居ると思われる。該当の児童ら(または必要のない児童も)が、制度についてや、使いたい時にどうしたら支援を受けられるかを知っているようにしていただきたい。
- 現実的ではないような、現場がわかっていないような気がします。入所希望児童支援は必要な子どもにとって良いのかもしれませんが、日々過ごしている施設にとって、ひとりでも急に入ってくるということがどういうことか。普通の生活をしていきたい施設の子どもたちにとってとても刺激的なことです。児相から入所依頼があり一人受け入れるのにどれだけの準備をしているかということがわかってもらえていない気がします。しっかりやりたいのであれば、それだけの職員、場所を考えていけるそれなりの予算が必要であると思います。
- 一度、自治体から説明を受けたが、最終的には保護者の同意をとらなければいけない時点で、一般的なショートステイとの違いがよくわからなかった。一時保護との違いも。ニーズがあるのであれば必要な支援だとは思いますが、ニーズとしてあるのかもよくわからない。児家センターとしては、子どもがこの支援を求めるとならないように子どもと関わっていけるだけの人員を増やすための予算をつけてもらった方が正直助かる。
- ○子どもが家から離れたという意見表明であり、子ども当事者の声を反映した制度設計にしてほしい。
○現在のショートステイ等の予算では基礎自治体、事業者も積極的に拡大できないので、予算増額を要望したい。
○子どもから施設に行きたいといった時、子ども、家族から聞くアセスメントをエビデンスのある方法で確立させる。
- 制度的にはとてもいいのですが、子育て短期支援事業専門の施設を所有しておらず、在籍児童のホーム内で受け入れることは難しいのが現状です。また、各市町村の温度差もあり制度理解や財源の問題もあり制度の浸透の難しさを感じます。
- 市町村の役割を明確にして欲しい。
初日在籍にショートステイは含まれないので改善してほしい。
- 国がご対応頂いても、それを県と市がどう対応するか、どこまでやってくれるかということが課題だと感じます。少なくとも、当市では入所希望児童支援は機能していないと感じます。
- こどもに対しての責任をだれがおうことになるのか、保護者にだれが同意をとるのか知りたいです。
- 現在、様々な事情のお子様を預かっています。まずは子ども家庭センターを通して頂きたいと考えます。
児童との直接のやり取りはかなりリスクも高く感じられ（保護者の対応も含む）ます。現在の施設の体制では難しいと思うことが率直な意見です。
- 子どもの本心を聞き取る為の体制と時間が必要。保護者には「家に帰りたい」と話す施設職員には「ここで暮らしたい」と話すなど、話している内容が変わることがある。
- 避難場所としての一時利用を目的とする場合、親との不和が要因であれば、親からの同意がネックで利用に繋がらない場合が想定される。親からの同意をとる役割を誰が担うのか(誰が担うのが最善かを検討する際の考え方)を明確にし、その際の留意点などが明示されるといい。また、子どもがそのように訴えて短期預かりを実施した後の家庭のフォローをどういった枠組みで行っていくのかも検討して欲しい。
- 保護者（親）の同意なしにできる制度ですか。
- 子どもへの支援がより丁寧に行ける体制が必要だと感じています。つきましては、支援体制などについて、ご配慮いただけますと幸いです。
- 保護者の同意の問題が大きいのではないかとと思われる。
- 入所希望を表明できるような子どもの場合、とても自分を持っているのでアセスメントが丁寧になればするだけ意味を見出せると感じる。
利用者にも実施側にも良い効果が望まれる。なのでしっかりとしたわかりやすい制度であるべきだと感じる。
受け入れや対応に充実した費用があることは言うまでもないと感じる。
- 保護者の理解と自治体からのフォローが不十分な状況で実施することはリスクが高いと感じます。

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=142 ※意見等のみ抜粋）

【制度関連③】

- 入所希望支援事業そのものが子どもの権利を侵害している可能性が高くないでしょうか。困難なのは承知ですが、まず保護者対応をしっかり実施することが重要かと存じます。措置入所に同意しない場合は、親権停止（親権剥奪も含む）といった法的措置を取り、広く国民にも子どもの養育に責任を果たさせるよう働きかけていく必要があるかと存じます。小手先だけの子どもの立場に立ったような本事業の推進には国民のひとりとして、専門職にある者として慙愧に堪えません。
- こどもの意見の尊重と保護者の同意を両立させるのは難しいことも多いかと思えます。今後、そこをどうしていくのか考えていただきたいです。
- 権利擁護の観点で絶対に必要な制度ではあるが、保護者の同意が前提とはいえ、客観的な判断ができる司法の介入は絶対に必要ではないか。そうでないと社会に広く周知を図った際に、子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用すると、子どもが帰ってこない等、間違った認識が広がったり、施設イメージの低下を招いたり、本当に必要な家庭が事業を利用しなくなる可能性がある。
- 親の同意を得られない場合のリスク大の為、後のフォローをする制度が必要。（短期の保護など）
- 初めて、この制度を知りました。勉強不足です。入所希望児童支援の実施にあたり懸念することは、子どもの要望で受け入れたとして、保護者の同意を得ることがこんなのではないか、受け入れた場合保護者が施設へ来られ引き取りを要求された場合の対応をどのようにすればよいかの整備が必要と考えます。せっかく子ども自身が勇気をもって要請したのに、保護者の同意が得られない、強引に引き取りに来た場合に返さなくてはならない事態になった場合に大人への見捨てられ感を持ち、2度とSOSを発信しなくなるのではないかと思います。まずは、子どもを徹底的に守る体制を構築していただきたいです。
- こども自身の希望で入所の申込みが出来るのは、こどもの権利を守り、安心安全に過ごすためにも良いと思います。ただ、小規模化していて、部屋の空きなどで措置入所、一時保護委託、ショートステイの受け入れをしている現状です。制度は違えど、委託費などが同じ水準であって欲しいです。定員の空きで受けていくのが良いのか、専用施設を設け、そこで受けていくのか、それには職員の確保がと悩ましいです。

【送迎サービス】

- 送迎支援があると児童の安全も守られ、より利用しやすくなる（2）

【他機関との連携、連携不足によるリスク】

- 一時保護と子育て短期事業のケースが大変似てきている。一時保護は保護者と離す、子育て短期事業は保護者が関わりながら家庭の調整を図るなど、もっと市町村と児童相談所と専用施設も連携が必要だと感じる。基本、子育て短期事業は保護者の許可のもとなので、子どもたちからの申し出で誰が責任者なのか、親が許可を出さない場合は一時保護なのかなどやはり関係機関でのスムーズな連携、対応が求められると感じました。
- 子どもからのSOSを受け取り、支援することができるようになることは必要と考えます。ただし、乳児院の場合には、2歳くらいまでの乳幼児を対象とした施設であるため、乳幼児本人からの「助けてほしい」という発信をどのようにキャッチするかは難しいと思われます。母子保健との連携を前提として検討いただけると助かります。
- 子ども達の安心・安全に向けて今後も関係機関との連携に努め、より良い支援を心がけていきたいと考えています。
- 市や児童相談所等の関係機関が連携して実施してほしい。今現在の子育て短期支援事業を利用する家庭への支援の中で市と児童相談所等の関係機関の連携不足により、支援が回っていない。
- 実施にあたっては市町村や児童相談所との連携、またはそれらの機関の積極的介入が必要となるためそこは徹底してほしいです。
- 必要な制度であると思いますが、自治体と実施施設のそれぞれの理解と連携が必要であると思います。人材不足が自施設の課題でもあり、入所希望児童支援における人員の確保がむずかしいと考えます。コーディネーター的な人材の派遣、もしくは研修等が行っていただけると良いかと思えます。
- 施設は措置権者ではないため、入所支援が児童の連れ去り（拉致）と誤解されたり、家庭崩壊を助長することにならないよう、児相や自治体の介入は必須だと感じています。
- 〇〇君を返してもらいたい。実兄のトラブルで措置解除されたが本人には何の非もない。いかないと言いつづけていたのに児童相談所に無理やり車に乗せられ連れ去られた。兄といったら盗みなどをさせられる恐れあり。本人と里親が希望していないのに誘拐しないでほしい。

出所：株式会社日本総合研究所作成

入所希望児童支援の実施にあたって国への要望がございましたら、ご記載ください。【FA】（n=142 ※意見等のみ抜粋）

【マニュアル、勉強会など人材育成】

- 是非実施している事業所による事例の共有やノウハウを教えていただける勉強会等の機会があると嬉しいです。
- 導入マニュアルの提示と、当該支援の一般への周知拡充、実施施設への人件費補填が必要。

【その他意見、該当しない、特になし】

- 準備等は整っていないが、できるだけの支援は考えている。
- 本当に支援が必要な児童に必要な支援が届くようになると良い。
- 対象年齢が2歳以下のため、該当しない
- 内のような未満児保育所、事業所内保育所では対応が難しいと思います。
- 乳児院のため、とくにない。
- 当院は乳児院であり、そもそもこのアンケートに回答することに違和感を感じる。このアンケートを企画した者の社会的養護に関する理解が不足しているのではないか。
- 当機関は乳児院なので、乳幼児の入所希望の意思を汲み取る仕組みの確立がないし、高齢児の受け入れは施設上、そもそも不可能
- 乳児院に布置している児童家庭支援センターのため、お預かりするお子さんの月齢は2歳未満です。言葉もうまく話せない子が入所希望することはないに等しいと思われ、当施設で入所希望児童支援が難しいと思われ。
- 乳児院の場合、子どもが直接、利用申込をする事が難しい為、親子での子育て短期支援利用事業を利用する事が現実的ではないかと思われる。
- 該当がないので今のところ要望はないが、子どもに不利益がないよう対応して欲しい。
- 特になし（13）